

第4章 労働争議の調整

第4章 労働争議の調整

第1節 概況

平成21年に取り扱った調整事件は9件で、すべて新規申請である。

また、すべてが労働組合からの申請となっている。

平成17年から平成21年までの間における調整事件の取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 年別取扱状況

(単位：件、回、日、%)

区 分		年				
		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
係 属 件 数	前年繰越	0	1	0	1	0
	新規申請	6	3	10	7	9
	計	6	4	10	8	9
調 整 区 分	あっせん	6	3	10	8	9
	調 停	0	0	0	0	0
	仲 裁	0	1	0	0	0
	計	6	4	10	8	9
終 結 状 況	解 決	2	0	4	3	2
	打 切	1	2	3	4	1
	取 下	2	2	2	1	1
	不 開 始	0	0	0	0	1
	計	5	4	9	8	5
	平均調整回数	1.4	2.4	1.3	2.1	2.3
	平均所要日数	34	49	30	56	49
	解決率(%)	66.7	0	57.1	42.9	66.7
次 年 繰 越		1	0	1	0	4

注) ① 解決率(%) = $\frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$

② 平均調整回数、平均所要日数は、その年に終結した事件(あっせん員指名前に取下げられた事件を除く)の平均値である。

第2表 申請者別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

申請者		年				
		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
申請	労働組合	6	2	10	7	9
	使用者	0	0	0	0	0
	労使双方	0	1	0	0	0
職権		0	0	0	0	0
計		6	3	10	7	9

第3表 従業員規模別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

従業員数	年				
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
49人以下	2	1	6	4	8
50～99人	0	0	0	0	0
100～199人	1	2	0	2	0
200～299人	1	0	2	1	0
300～499人	1	0	0	0	0
500～999人	1	0	0	0	0
1,000人以上	0	0	2	0	1
計	6	3	10	7	9

第4表 調整事項別件数（新規申請分）

（単位：件）

調整事項		年				
		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
組合承認・組合活動		0	0	1	1	1
協約締結・全面改定		0	0	0	0	1
協約効力・解釈		0	0	1	2	0
賃金等	賃金増額	1	0	0	0	0
	一時金	1	0	0	2	0
	諸手当	0	0	1	0	0
	その他賃金に関するもの	0	0	0	0	2
	退職一時金・年金	0	0	1	0	0
	小計	2	0	2	2	2
給与以外の労働条件	労働時間	0	0	1	0	0
	休日・休暇	0	0	0	0	2
	定年制	1	0	0	0	0
	その他の労働条件	1	1	2	0	0
	小計	2	1	3	0	2
経営又は人事	事業休廃止・事業縮小	0	1	0	0	0
	人員整理	0	1	0	0	0
	配置転換	0	0	3	0	0
	解雇	3	1	4	3	4
	その他の経営・人事	0	0	2	0	5
	小計	3	3	9	3	9
福利厚生		0	0	1	0	0
団交促進		3	2	3	3	5
事前協議制		0	0	0	0	1
その他		2	0	1	1	0
合計		12	6	21	12	21

注) 申請は複数の調整内容を有することがあるので、表中の件数は申請件数と一致しない。

第5表 業種別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

業種別 \ 年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
建設業	0	0	0	0	1
製造業	0	0	1	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0
情報通信業	0	1	2	1	2
運輸業	1	0	0	0	1
卸売・小売業	0	0	2	0	0
金融・保険業	0	0	0	0	0
飲食店・宿泊業	0	0	1	0	0
医療・福祉	1	0	0	2	1
教育・学習支援業	1	0	0	0	2
サービス業	1	1	1	2	2
公務	2	1	3	2	0
合計	6	3	10	7	9

第6表 調整事件一覧表

No	事件番号	申請者	調整事項	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数
					あつせん員指名年月日			
1	平成21年(調)第1号	組合	継続雇用、労働条件改善、その他	サービス業 (その他の事業 サービス業)	H21.2.12	解決	4	36
					H21.2.17			
					H21.3.24			
2	平成21年(調)第2号	組合	雇止めの撤回、組合承認	情報通信業 (映像・音声・文字 情報制作業)	H21.3.31	打切	1	26
					H21.4.3			
					H21.4.28			
3	平成21年(調)第3号	組合	協約締結	教育、学習支援 業	H21.5.18	取下	1	40
					H21.5.22			
					H21.6.30			
4	平成21年(調)第4号	組合	団交促進、事前協議制	情報通信業 (映像・音声・文字 情報制作業)	H21.6.29	解決	3	94
					H21.7.13			
					H21.10.14			
5	平成21年(調)第5号	組合	解雇撤回、年休取得制限撤回、懲戒通告撤回	建設業	H21.7.29	不開始	0	10
					—			
					H21.8.7			
6	平成21年(調)第6号	組合	団交促進	教育、学習支援 業	H21.9.15	次年繰越	2	—
					H21.10.2			
					—			
7	平成21年(調)第7号	組合	団交促進、組合承認等	医療・福祉業 (社会保険・社会 福祉・介護事業)	H21.11.24	次年繰越	1	—
					H21.12.2			
					—			
8	平成21年(調)第8号	組合	解雇の撤回	道路貨物運送業 (特定貨物自動 車運送業)	H21.12.3	次年繰越	1	—
					H21.12.9			
					—			
9	平成21年(調)第9号	組合	休日・休暇	サービス業 (その他の事業 サービス業)	H21.12.7	次年繰越	1	—
					H21.12.10			
					—			

注) ただし、不開始となった事件の所要日数は、申請日から手続終了までの日数である。

第2節 調整事件の概要

1 沖労委平成21年(調)第1号事件

当事者	申請者		被申請者		
	S組合 J上部団体	組合員数：4名 組合員数：164名	H管理運営団体 業種：公務（地方公務） 従業員数：11名		
申請年月日	平成21年2月12日	あっせん員指名年月日	平成21年2月17日	終結年月日	平成21年3月24日
所要日数	36日	調整回数	4回	終結区分	解決
あっせん員	公益委員 矢野 昌浩 審査監 比嘉 靖	労働者委員	與那覇 栄蔵	使用者委員	仲程 通次
調整事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者の変更に係わらず、次年度再雇用を希望する職員の継続雇用をすること。 2 労働条件・雇用について、労働組合と協議・合意する前に一般公募しないこと。 3 労働条件の低下の提案を撤回すること。 				
申請概要	<p>S労働組合は、申請外A（財団法人）に雇用されて施設の管理業務や図書館業務に従事する嘱託員らが平成17年に結成した労働組合である。組合員の勤務年数は最短で1年、最長で8年である。同施設については、平成17年から指定管理制度が導入されたが、初回の指定管理者にはAが選定され、組合員らは引き続き嘱託員として契約を更新されていた。</p> <p>Aは、平成21年4月からの指定管理者の公募に際して、従来指定管理に係る事務の一部を委託していた申請外Bと共同事業体「H管理運営団体」を組んで応募し、結果、同共同事業体は指定管理者として指定されることとなった。S労働組合は、従前から団体交渉において、平成21年4月以降にA又はAを中心とする共同事業体が指定管理者に指定された場合には、組合員の雇用を引き継ぐように求めている。ところが、運営団体は、平成21年4月以降は、共同事業体として新たに職員を採用して施設の管理等を行うことにし、公共職業安定所及び一般求人誌による公募を行う考えを示すに至った。さらに運営団体は、従来1ヶ月の勤務日数を20日に制限していたAの嘱託員設置規程を見直し、勤務日数を最大で1ヶ月23日とする旨の提案等を行った。そこで、組合は、共同事業体に団交の開催を求め、上記1～3についての交渉を要求したが、交渉は進捗を見せず、運営団体らが一般公募を行ったことからあっせんで申請したものである。</p>				
当事者の主張	<p>【申請者】 組合員の中には、長年にわたりAの嘱託員として勤務している者がおり、継続雇用の期待権がある。また、口頭によるものではあるが、平成19年3月、Aの事務局長との間で、「次回指定管理者にAが指定された場合は、組合員の継続雇用について、組合とAとの間に協議をもつものとする」旨の引継を後任に行うべきことを確認している。 新たに指定管理者となる共同事業体には、従来の指定管理者であるAが参画していることから、全く別の者が指定管理者に指定された場合と違い、雇用の継続を求めることが可能であるし、適当でもある。</p> <p>【被申請者】 S労働組合の組合員である嘱託員については、Aの嘱託員設置規程により原則として3回を超えて更新しないことになっている。組合員らへの労働条件通知書には、委嘱期間が「指定管理期間が終了する平成21年3月まで」であることは明記されている。現に3年を超えて委嘱されている組合員については、指定管理制度が導入された際にいろいろ尽力してもらったことから、特別に期間延長を図ったものである。 また、平成21年4月からは共同事業体で指定管理業務を行うものである。したがって、Aの嘱託員の雇用が当然に共同事業体である運営団体に引き継がれるものではない。運営団体としては、新たな陣容で指定管理業務を行うのが望ましいと考え、一般公募することを決めた。</p>				
調整経過	<p>平成21年2月26日～同3月24日にわたり、4回のあっせんを行った。 この間、一般公募が行われた。組合員もこれに応募し試験を受けた結果、継続雇用を希望する組合員全員が合格するに至った。このことから、S労働組合は、更に、年次有給休暇の引継を求めた。しかし、Aらは、共同事業体による採用は新規採用であるため、Aにおいて消化することができなかった年次有給休暇の買取りについては応じることは可能であるが、引継については認められないとした。次いでS労働組合は、運営団体が次回以降も指定管理者としての指定を受けた場合の雇用の継続について協議の場を設けるべきことを要求した。これに対し運営団体は、次回以降指定管理の応募をすることも明らかではなく、更に指定されるかどうかはわからない現時点で、そのような約束をすることはできないと主張した。 紆余曲折はあったものの、最終的には以下のようなあっせん案を当事者が受諾し、本件は解決するに至った。 (あっせん案要旨) 1 S労働組合等並びに運営団体は、運営団体が、S労働組合との団体交渉に応ずる立場にあることを確認する。 2 S労働組合等並びに運営団体は、職員の労働条件について、誠意をもって協議を行うものとする。 3 S労働組合等並びに運営団体は、本件あっせんに至った経緯にこだわることなく、今後、相互信頼の下、意思疎通をはかり、健全な労使関係と良好な職場環境の確立に努めるものとする。</p>				

2 沖労委平成21年(調)第2号事件

当事者	申請者			被申請者		
	S労働組合 組合員数：9人			株式会社H 業種：情報通信業 (映像・音声・文字情報制作業) 従業員数：40人		
申請年月日	平成21年3月31日	あっせん員指名年月日	平成21年4月3日	終結年月日	平成21年4月28日	
所要日数	26日	調整回数	1回	終結区分	打切り	
あっせん員	公益委員 大城 光代		労働者委員 大瀨 直之		使用者委員 石川 清勇	
調整事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 組合員Aの雇止めを撤回すること。 2 同人の継続雇用 3 組合員への差別を止めること。 					
申請概要	<p>平成21年2月末、会社は、S組合の組合員である有期契約の従業員（契約社員）に、平成21年3月31日付けで契約期間の満了による雇用関係の終了を通知してきた。</p> <p>会社は、組合結成以降、組合員である有期契約の従業員を3年連続で雇止めにしており、組合は、本件の雇止めについての撤回を求めて団交の開催を要求した。しかし、団交においても、会社は単に契約期間の満了であるとか、業務量の減少によるものといった説明を繰り返すだけで、その外に合理的な理由の説明はなかった。このことから、自主的に当該問題を解決するのは困難であるため、あっせん申請を行ったものである。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】 雇止めに係る組合員は、平成18年4月から3年間契約を更新してきたほか、制作においても重要な役割を果たしており、正社員になることを希望していた。会社は、平成20年12月末～平成21年1月初旬にかけて、同人に印刷部への異動を打診するなど、契約更新の意思をうかがわせるような言動も行っていたが、2月末に突如雇止めを通知してきた。</p> <p>組合としては、本件は十分継続雇用を求めることができる事案であると考えている。</p> <p>【被申請者】 組合は、組合員であることを理由に雇止めした旨を述べているが、この数年にわたり、自主的に、あるいは期間満了により会社を退職したものは組合員だけではない。すなわち、雇止めは、組合員であるかどうかに関わらず行われており、雇止めした者が組合員であるというケースだけが問題になっているという状況にある。</p> <p>今回組合員を雇止めにしたのは、休刊日の増加その他の経営事情により、業務量が減少したことに伴うものであって、組合員であることを理由に契約を更新しなかったものではない。</p>					
調整経過	<p>第1回あっせんにおいて、組合は組合員の雇止めの撤回及び継続雇用を強く求めたのに対し、会社は、当初雇止めを撤回することはできないと主張していたものの、その後、半年に限って更新することは可能であるとの意向を示した。しかし、組合及び組合員自身も、半年という時間を区切った契約更新では問題は解決しないとして、本件については労働審判の場で司法の判断を得たいとの考えを述べた。あっせん員は、両者の主張の隔たりが大きいことから、あっせんの継続は不可能であると判断し、あっせんを打ち切った。</p>					

3 沖労委平成21年(調)第3号事件

当事者	申請者			被申請者		
		S労働組合 組合員数：5人			株式会社H 業種：教育、学習支援業 (その他の教育、学習支援業) 従業員数：34人	
申請年月日	平成21年5月18日	あっせん員指名年月日	平成21年5月22日	終結年月日	平成21年6月30日	
所要日数	40日	調整回数	1回	終結区分	取下げ	
あっせん員	公益委員 比嘉 正幸		労働者委員 川平 朝之		使用者委員 饒波 正博	
調整事項	春季生活闘争の合意事項に係る協約書に署名、押印すること。					
申請概要	平成21年3月2日、ベースアップなどを内容とする団体交渉を会社に申し入れたところ、第2回団体交渉で会社からベースアップについて回答があった。会社に対し、仮に合意に達した場合は協約書を締結するかを質したところ、例年協約書を交わしていたにもかかわらず、会社は、組合員は会社の従業員で言わば身内であるので口頭確認でよいと主張して、協約書を締結しないと回答した。第3、4回団体交渉においても会社の態度に変化が見られなかったため、組合はあっせん申請を行った。					
当事者の主張	<p>【申請者】</p> <p>① 会社から提案のあったベースアップの内容については、応諾の返答をしていないが、評価できる内容なので組合内部で所定の手続を踏んで回答する予定であった。</p> <p>② 会社に、合意に達したならば協約書に押印してもらえるか問いただしたところ、会社から、今後は実質的に合意に達したとしても協約書を締結しないと通告された。</p> <p>③ 協約書の問題を解決しない限り合意しても意味が乏しいので、先に協約書の問題を解決すべく、協約書締結を確約するよう会社と交渉してきた。</p> <p>【被申請者】</p> <p>① 会社としては、組合から会社提案を受諾するとの回答は得ていないが、事実上受け入れるであろうとの感触を得ている。</p> <p>② 協約書を締結しなかった理由は、次の3点である。i 朝礼で組合員を含む社員全員にベースアップ内容を説明しており書面化の必要性を感じなかったこと、ii 組合員・非組合員も従業員同士であり言わば身内であること、iii 多数を占める非組合員からも書面化を求められると煩雑になると判断したこと。</p> <p>③ 団体交渉で合意した事項について、正当な理由なく協約書の締結を拒否することが不当労働行為に該当することについては知らなかった。</p>					
調整経過	<p>あっせんにおける事情聴取後、両当事者を在席させた上で、あっせん員から、①会社はベースアップについて実質的に合意に達したと考えていること、②団体交渉で合意された事項について正当な理由なく協約書の締結を拒むことは不当労働行為に該当することを会社に説諭したことを説明した。</p> <p>会社が協約書締結を前向きに検討するとしたため、当事者の自主交渉の推移を見守った。</p> <p>その後、当事者は団体交渉をもったが、組合は、合意したベースアップのほかに、新たな要求事項として会社は今後団体交渉において協約書を交わすなど誠意を持って対応することを内容とする協約書案を提示した。このため会社は新たな要求事項を取り下げない限り協約書を締結しないと回答した。</p> <p>次回団体交渉において、組合が新たな要求事項を撤回し、当初合意していたベースアップについて協約書を締結した。</p> <p>これにより、当事者間で申請事項について自主解決が図られたとして申請者からあっせん申請取下書が提出されたので、本あっせんは終結した。</p>					

4 沖労委平成21年(調)第4号事件

当事者	申請者			被申請者		
	S組合 組合員数：9名			株式会社H 業種：情報通信業 (映像・音声・文字情報制作業) 従業員数：40名		
申請年月日	平成21年6月29日	あっせん員指名年月日	平成21年7月13日	終結年月日	平成21年10月14日	
所要日数	94日	調整回数	3回	終結区分	解決	
あっせん員	公益委員 大城 光代		労働者委員 大濱 直之		使用者委員 石川 清勇	
調整事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 団交時間の十分な確保 2 責任ある者の団交出席、 3 文書收受に関する柔軟な対応 4 予備折衝の場の確保 					
申請概要	<p>平成21年(調)第2号事件において、あっせん員から、労使間で、団交に係るルール策定を模索すべきではないかと提案された。平成21年6月に、自主努力による労使紛争の決着を模索するため、社長に団交に関する面談を申し入れたものの、当日、社長が急きょ面談を拒否したことから、あっせん申請に至った。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会社は団体交渉の時間について一方的に昼休みの40分と制限している。このような限られた時間では十分に話し合うゆとりがない。 ② 団体交渉に出席している専務は、あらかじめ用意していた回答以上のことを団体交渉の場で示さないなど、交渉権限が与えられているとは思えない。 ③ 会社は午後7時以降の勤務時間外でなければ文書を受け取らないという対応を取り続けており、団体交渉申入れを行うことにも困難を来たしている。 ④ 団体交渉の日程を調整する場がないので、予備折衝の場を設けたい。会社は非公開の予備折衝を求めているが、裏で色々決めることになるのは好ましくない。 <p>【被申請者】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 従業員は就業時間中職務に従事する義務がある。新聞社の業務内容からも、また、これまで応じてきた団交の回数からも、現在の団交時間は、社会通念上相当である。 ② 団体交渉には専務を団体交渉権限者として適切に対応させている。 ③ 文書收受の柔軟な対応については専用の文書ボックスを設置することで解決できる。 ④ 事務折衝については、会社としては日程調整に止まらず、非公開の事前協議の場を求める。 					
調整経過	<p>平成21年8月4日に第1回あっせんと、9月11日に第2回あっせんと、10月14日に第3回あっせんを行った。</p> <p>あっせん員は、申請事項に基づき、事前協議等を行うための労使協議会設置協定(案)及び団交のルールを内容とする協定書(案)を事前に両当事者に示した上であっせんに臨んだが、両当事者ともに協議会を設ける必要はないとの考えを示した。さらに組合側から、当面最も問題となっている文書收受の方法につきあっせんを行ってほしい旨の要望があった。会社の意見を聞いたところ、文書ボックスを設けて対応するとの提案があり、組合もこれを了承したため、この旨を確認して第1回あっせんとを終了した。</p> <p>第2回、第3回のあっせんでは団交ルールに係る協定書(案)について調整を行った。会社側が就業時間内の団交は容認できないとの強い意向を示したため、これらを踏まえ新たな第2次案を両当事者へ提示した。同案に対し、会社側は受入れを表明したが、組合側は独自の意見を盛り込んだ修正案を提出した。交渉時間、交渉人員等に対する両当事者の隔たりが大きく、一般的な団交ルールについて歩み寄りを図ることは困難であったため、申請事項中「団交の日時を決定する場の確保」に絞り、事務折衝の手続に関する下記あっせん案を提示したところ、両当事者がこれを受諾したため、本あっせんは終結した。</p> <p><あっせん案></p> <p>株式会社H及びS組合は、団体交渉の円滑化を図るため、次のとおり事務折衝の手続を設置することを確認する。</p> <p>(事務折衝)</p> <p>第1条 会社及び組合は、団体交渉を実施するに当たり、出席者の職氏名、議題、交渉日時、場所を確認するため、事務折衝を行う。</p> <p>2 会社及び組合は、事務折衝を行うに当たり事前に窓口となる担当者を決め、相手方に通知するものとする。</p> <p>3 事務折衝の出席者は会社、組合それぞれ2人以下とする。</p> <p>(有効期間)</p> <p>第2条 本覚書は、2009年10月14日から2010年3月31日まで効力を有するものとする。</p>					

5 沖労委平成21年(調)第5号事件

当事者	申請者			被申請者	
	S労働組合 組合員数14人				株式会社H 業種：電気・ガス・熱供給・水道業 (電気業) 従業員数：41人
申請年月日	平成21年7月29日	あっせん員指名年月日	-	終結年月日	平成21年8月7日
所要日数	-	調整回数	-	終結区分	不開始
あっせん員	公益委員 -	労働者委員	-	使用者委員	-
調整事項	1 組合員Aの解雇を撤回すること。 2 年次有給休暇の取得制限を撤回すること。 3 組合員Bへの懲戒通告(減給)を撤回すること。				
申請概要	平成21年7月17日、組合員Aは会社から、①社長の命令に反抗・無視したこと、②職場の風紀を乱したことを理由として解雇通告を受けた。 同月21日及び22日、組合は組合員Aの解雇撤回を求めたが、会社は応じなかった。 同月24日、組合員Bは会社から無断欠勤を理由に減給の通告を受けた。 同月27日、組合は組合員Bの懲戒処分の撤回を求めたが、会社が応じないため、あっせん申請を行った。				
当事者の主張	【申請者】 ① 組合員Aは上司の命令に反抗・無視はしておらず、職場の風紀秩序を乱す行動もとっていないことから解雇の撤回を求める。 ② 年次有給休暇を取得制限する行為は労基法違反であることから撤回を求める。 ③ 組合員Bは休暇取得する際に班長に連絡しているにもかかわらず、一方的に無断欠勤を理由とした懲戒(減給)について撤回を求める。 【被申請者】 ① 組合員Aは日頃から上司の指示に従わないため人間性に問題があると判断して解雇したもので撤回できない。 ② 年次有給休暇の取得制限は、会社の業績悪化のための非常措置として従業員の同意を得た上で決定したもので撤回はできない。 ③ 本人に反省を促す目的で懲戒通告は行ったものであり、組合員Bから謝罪があれば取消す用意はあったが、謝罪がないまま現在に至っており撤回できない。				
調整経過	会社側は、①組合に対し再三の注意にもかかわらず改善がみられないことから雇用継続は困難であること、②過去に数回労働委員会のあっせんに応じたが、あっせんに参加しても問題が実質的に解決しないと、あっせんに応じない姿勢・意向を強く示した上、後日同様な回答が文書で提出された。 被申請者のあっせんに応じない意向が明確に確認されたため、本件あっせんについては、開始することが不相当であると判断し、8月7日付けあっせんの不開始を決定した。				

6 沖労委平成21年(調)第6号事件

当事者	申請者			被申請者		
		S労働組合 組合員数：251人 S1労働組合 組合員数：223人 S2労働組合 組合員数：158人			国立大学法人H 業種：教育、学習支援業(高等教育機関) 従業員数：1,683人	
申請年月日	平成21年9月15日	あっせん員指名年月日	平成21年10月2日	終結年月日	-	
所要日数	-	調整回数	2回	終結区分	次年繰越	
あっせん員	公益委員 大城 光代	労働者委員	川平 朝之	使用者委員	又吉 民人	
調整事項	夏季一時金削減に対する不誠実な交渉について					
申請概要	<p>大学は平成21年5月14日の団体交渉で、夏季一時金を人働に準じ0.2か月分引き下げることに伴う就業規則の改正にあたり、過半数代表者の意見に替え全職員へ意見聴取を行うと通告してきた。組合は過半数代表者の選出を行うよう主張したが、大学は全職員への意見聴取を開始した。</p> <p>大学は、夏季一時金引下げにより就業規則を改正すると通知してきたため、組合は団体交渉を申し入れた。</p> <p>4回目の団体交渉で、大学と組合は「労働条件の改善について交渉を行うことを条件に組合が過半数代表者の選出に協力すること」等を含む確認書を締結した。</p> <p>組合は、一時金削減に伴う代償措置を求めるとして、削減により生じる財源の使途に関し非正規職員への一時金支給等についての要請書を大学へ提出したが、大学の回答は要請事項に応えるものではなかった。</p> <p>8月19日開催の第6回団体交渉で、夏季一時金削減により生じた財源を授業料免除に充てることが承認されたとだけ報告し、組合に対し十分な説明を行わないまま、8月21日の役員会で正式に決定した。</p> <p>組合は、財源の使途について組合の意見等を集約しながら計画・執行するとした確認書が実質的に反故にされていることから、確認書の遵守並びに要請事項の実現に係る誠実団交を求めて、あっせんに申請した。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】</p> <p>① 夏季一時金削減による財源全額を授業料免除に充てることについて撤回してほしい。それが難しいのであれば、せめて代償措置を講じてほしい。</p> <p>② 6月25日付け確認書の記載事項を遵守してほしい。確認書では、夏季一時金削減に伴う代償措置について交渉を続けることを条件に、過半数代表者の選出に協力する旨の規定がある。しかし、大学当局は代償措置に対する交渉を行おうとせず、確認書が反故にされている状況にある。</p> <p>③ 財源の使途について、組合が7月29日付けで要請した4つの事項を速やかに履行してほしい。この要請に対し、大学当局は8月12日付けで回答しているものの具体的な回答を示していない。</p> <p>【被申請者】</p> <p>① 夏季一時金削減による財源の使途については、学内で承認され、学生にも免除の通知を行った後なので、撤回することはできない。</p> <p>② 確認書の記載事項については、大学当局として遵守しているつもりである。組合は、過半数代表者の選出にも協力せず、過半数代表が選出された現在において、意見書の提出を求めても応じようとしめない。組合の対応こそ不誠実である。</p> <p>③ 組合が要請した4つの事項については、8月12日付け回答書のとおりであり、変更するつもりはない。</p>					
調整経過	<p>第1回のあっせんにおいて、組合は、夏季一時金の削減による財源の使途撤回について、大学が学生に免除通知を行ったため撤回は困難であるとし、代償措置について引き続き団体交渉を行うよう促した。</p> <p>第2回のあっせんで、団体交渉の状況について確認したところ、組合は、大学の回答内容が誠実なものであり、労使交渉に進展がみられると認識していた。当事者双方は、独自の自主交渉を続けるとしたが、組合が団体交渉を円滑に進める観点からあっせん手続に係属した状態に置いてほしいと要望したため、次年へ繰越となった。</p> <p>(次年へ繰越)</p>					

7 沖労委平成21年(調)第7号事件

当事者	申請者			被申請者		
	S組合 組合員数：255名			社会福祉法人H 業種：医療、福祉 (社会保険・社会福祉・介護事業) 従業員数：28名		
申請年月日	平成21年11月24日	あっせん員指名年月日	平成21年12月2日	終結年月日	—	
所要日数	—	調整回数	1回	終結区分	次年繰越	
あっせん員	公益委員 比嘉 正幸	労働者委員	喜屋武 秀行	使用者委員	仲程 通次	
調整事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 団体交渉の誠実な対応 2 定期昇給及び夏季一時金における人事考課の明確化 3 労働契約の遵守、副分会長に対する新・旧給与規程における差額分の支払い 4 副分会長に対する減給処分、出勤停止処分の撤回 5 組合員差別、いじめをやめること 					
申請概要	<p>給与規程により56歳を超える職員は原則として定期昇給がない旨規定されているが、今年4月に56歳以上の職員に昇給が実施されたにも拘らず、分会長には実施されなかった。また、平成21年5月給与について、副分会長に対し10%減給した額が支給され、その翌月には、同人に対し具体的な説明がないまま10日間の出勤停止処分が通告された。</p> <p>これらのことから、組合は法人に対し、平成21年8月4日付けで人事考課及び査定基準の明確化、減給及び出勤停止処分等の是正ほか3項目を交渉事項として団体交渉を申し入れ、団体交渉が行われたが、法人は人事考課及び査定基準の明確化について、内部資料であるため応じられないと回答し、また、減給及び出勤停止処分等の是正については、就業規則に基づくと説明したのみで、何ら具体的な回答はなかった。</p> <p>これまで、数回団体交渉を行ってきたが、法人は申し入れには応じるものの、交渉事項についての資料の提出を求めてもこれに応じず、具体的な説明もない等、不誠実であることから、あっせんに申請するに至った。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】 団体交渉において、定期昇給及び一時金における人事考課の明確化を求め、人事考課表及び査定の評価項目等について開示を要求したが、法人は内部資料だとしてこれに応じなかった。</p> <p>また、56歳を超える職員に定期昇給が実施されたが、副分会長には実施されない等、組合員に対し差別を行っている。</p> <p>【被申請者】 団体交渉で人事考課表の提出を求められたが、内部資料であるため開示できないとしてこれに応じなかった。</p> <p>また、分会長に定期昇給を実施しなかったこと、分会長ほか組合員の夏季一時金を減給して支給したことについては、新たな就業規則や給与規程に基づいて行ったものである。</p>					
調整経過	<p>平成21年12月10日に第1回あっせんに開催した。</p> <p>あっせんにおいて、事情聴取を行ったところ、申請者については申請事項の内容についての具体的事実を特定することを求めると共に、確認を行う上で必要な資料を併せて、次回あっせんまでに提出するよう求めた。被申請者に対しては、申請者との主張に相違する部分があり、事実関係を明確にできなかったことから、あっせんを進める上で必要となる資料の提出を求めた。</p> <p>これらの資料をもとに、次回あっせんで検討することとした。 (次年へ繰越)</p>					

8 沖労委平成21年(調)第8号事件

当事者	申請者(労働者)			被申請者(使用者)		
	S組合 組合員数: 175名			株式会社H 業種: 運輸業、郵便業 (道路貨物運送業) 従業員数: 80人		
申請年月日	平成21年12月3日	あっせん員指名年月日	平成21年12月9日	終結年月日	-	
所要日数	-	調整回数	1回	終結区分	次年繰越	
あっせん員	公益委員 矢野 昌浩		労働者委員 喜屋武 秀行	使用者委員 又吉 民人		
調整事項	組合員Aに対する解雇の撤回及び原職復帰					
申請概要	<p>Aは平成15年5月から雇用主・雇用形態を変えながら物品の配送に係る雇用契約を結んでいたが、実際の業務は、同一場所で同一業務に6年半従事してきた。</p> <p>平成21年10月21日にHから1ヵ月後の11月22日をもって契約期間の満了による雇止めであることが電話にて通告された。11月9日、組合はAの件について、整理解雇と認識し、解雇撤回を求め団体交渉を行ったが、折合いがつかなかったためあっせんで申請するに至った。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】 Aは、平成15年5月から同一場所で同一業務に6年半従事しており、会社から雇用継続への期待も抱かせられていたため、雇止めではなく整理解雇と認識しており、解雇法理(労働契約法第16条)及び整理解雇の4要件が類推適用され、解雇は無効であると考えます。 会社からは、経営難を理由とした要員削減である旨説明を受けたが、Aの後任を新規で採用している。</p> <p>【被申請者】 ・会社は、嘱託職員と契約する際は、1年契約で最長3年である旨説明している。本来であれば、平成15年5月から3年で契約が終了し、更新しないはずであった。しかし、Aから、どうしても働き続けたいという強い要望があったため、関連会社である申請外I社の派遣従業員として平成18年5月から最長3年という条件で受け入れることになった。Aを平成21年5月から半年間、会社で嘱託職員として再雇用したことについては、夕刊廃止に伴い、会社の業務が一時的に増加したためであり、更新がないことは本人も熟知していたはずである。Aとは雇用契約の期間が満了している。 ・Hが主張する新規採用者とは、病気休職者の欠員補助者のことである。</p>					
調整経過	<p>平成21年12月15日に第1回あっせんで開催した。</p> <p>会社は、あっせん時もお記のとおり主張していたが、Aに対してなんらかの措置を行うかどうかについて、会社に持ち帰り社長を交え検討した後、次回あっせんに臨むとのことである。</p> <p>(次年へ繰越)</p>					

9 沖労委平成21年(調)第9号事件

当事者	申請者			被申請者	
	S組合 組合員数：6名			財団法人H 業種：サービス業(その他のサービス業) 従業員数：10名	
申請年月日	平成21年12月7日	あっせん員指名年月日	平成21年12月10日	終結年月日	—
所要日数	—	調整回数	1回	終結区分	次年繰越
あっせん員	公益委員 宮里 節子		労働者委員 大濱 直之	使用者委員 饒波 正博	
調整事項	財団は、自ら組合に回答した事項(平成21年3月末で財団を退職したS組合の組合員らに係る年次有給休暇の処理)について、誠意と責任をもって実行すること。				
申請概要	<p>S組合の組合員は、平成21年3月末まで公の施設の指定管理者である財団に嘱託員として勤務していたところ、同年4月から、財団らが構成する共同事業体に採用されることになった(なお、この共同事業体は、平成21年4月から、公の施設の指定管理者に指定されている)。</p> <p>財団は、組合員らが退職するまでの間に取得していなかった年次有給休暇について、3月初旬に買い上げる方向で処理したいとの意志を表明し、5月末には、10日を上限として、一定額で買い上げる旨の理事長名の文書回答を行っていた。しかし、6月に開かれた理事会の席上、理事からこのような処理は適切ではないとの批判がなされた。これを受けて財団は、団体交渉において、組合に対して、買上げは不可能であると伝え、この件について複数回団体交渉が行われた。一方、財団は、組合員らが現在勤務している共同事業体で特別休暇を付与する方向での検討を行ったが、共同事業体内部での調整がつかなかった。組合は、自主的解決は困難であるとして、あっせんに申請するに至った。</p>				
当事者の主張	<p>【申請者】 財団は、理事長名で年次有給休暇を買い上げる旨の文書を出しているにも拘わらず、当該文書は理事会の承認を得られなかったため無効である、支払うべき旨の裁判所の判決が出ない限り買い上げることはできないと述べており、極めて不誠実である。また、特別休暇の付与に係る共同事業体間の協議にも誠意が感じられない。財団は組織としてきちんとこの件について対処してほしい。</p> <p>【被申請者】 たしかに、組合員らが退職するに際して、年次有給休暇を買い上げる旨の話をし、その旨の文書を交付したが、その後色々調査したところ、このような取扱いをしている例がなかったこと、公金をこのような費用に支弁することには問題があること、支払うについては新しい規程を整備するため各方面と調整する必要があるが、このような理由での規程の改正は認められないと思われることから、支払うことはできないとの判断に至った。</p>				
調整経過	<p>平成21年12月21日に第1回あっせんを行った。</p> <p>財団が年次有給休暇を買い上げる旨の理事長名の文書を出していることから、あっせん員は、財団に対し、当該文書に則って買い上げる方向での検討を行う意向の有無を尋ねた。しかし、財団はその意志はない旨述べた。</p> <p>そこで、特別休暇の付与について、共同事業体内部で再度調整を試みるよう要請し、年明けに第2回のあっせんを行うこととなった。</p> <p>(次年へ繰越)</p>				

第5章 個別労働関係紛争のあっせん

第5章 個別労働関係紛争のあっせん

第1節 概況

平成21年に取り扱った個別労働関係紛争あっせん事件は16件で、解決5件、打切り6件、取下げ2件、不開始3件となっている。

平成17年から平成21年までの間における取扱状況等は、第1表から第5表までのとおりである。

第1表 取扱状況

(単位：件、回、日、%)

区 分		年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
係 属 件 数	前年繰越		0	0	0	0	1
	新 規		2	3	1	4	15
	計		2	3	1	4	16
終 結 状 況	解 決		2	1	0	1	5
	打 切		0	2	0	1	6
	取 下		0	0	1	0	2
	不 開 始		0	0	0	1	3
	計		2	3	1	3	16
	平均調整回数		1.5	1.7	1.0	2.0	1.3
	平均所要日数		25	43	92	42	52
	解決率(%)		100	33.3	0	50.0	45.5
次 年 繰 越		0	0	0	1	0	

注) 解決率(%) = $\frac{\text{解決件数}}{\text{取下・不開始を除く終結件数}} \times 100$

第2表 申請者別申請件数(新規申請分)

(単位：件)

申請者	年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
労働者		2	2	1	4	15
使用者		0	1	0	0	0
計		2	3	1	4	15

第3表 従業員規模別申請件数(新規申請分)

(単位：件)

従業員数	年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
49人以下		1	2	0	2	8
50～99人		0	1	0	1	3
100～199人		0	0	0	0	2
300～499人		1	0	1	0	0
500人以上		0	0	0	1	2
計		2	3	1	4	15

第4表 あっせん事項別件数（新規申請分）

（単位：件）

調整事項		年				
		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
賃金等	賃金未払い	0	0	0	1	3
	賃金減額	0	1	0	0	1
	退職一時金	0	0	0	1	3
	その他賃金	0	0	1	0	1
給与以外の労働条件	社会保険	0	0	0	1	0
経営又は人事	解雇	1	2	0	2	7
	配置転換、出向・転籍	0	0	1	1	0
	懲戒処分	0	0	1	0	0
	退職	0	0	0	1	0
	その他の経営人事	1	0	0	1	2
職場の人間関係	嫌がらせ	0	0	0	1	4
その他	その他	2	0	0	0	2
計		4	3	3	9	23

注) 申請は複数のあっせん事項を有することがあるので、表中の件数は申請件数とは一致しない。

第5表 業種別申請件数（新規申請分）

（単位：件）

業種	年				
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
建設業	0	0	0	2	0
運輸業	0	0	0	0	1
卸売・小売業	0	0	1	0	0
専門・技術サービス業	0	0	0	0	4
飲食店・宿泊業	0	0	0	1	0
医療・福祉	2	1	0	0	5
教育・学習支援業	0	0	0	0	3
複合サービス事業	0	0	0	0	1
サービス業	0	2	0	0	1
公務	0	0	0	1	0
計	2	3	1	4	15

第6表 個別労働関係紛争あっせん事件一覧表

No	事件番号	申請者	調整事項	業種	申請年月日	終結区分	調整回数	所要日数
					あっせん員指名年月日			
					終結年月日			
1	平成20年(個)第4号	労働者	退職一時金、その他	建設業	H20.12.22	打切	1	109
					H21.1.9			
					H21.4.9			
2	平成21年(個)第1号	労働者	賃金未払い	教育・学習支援業	H21.2.10	解決	1	73
					H21.2.17			
					H21.4.23			
3	平成21年(個)第2号	労働者	嫌がらせ	教育・学習支援業	H21.2.10	打切	1	24
					H21.2.17			
					H21.3.5			
4	平成21年(個)第3号	労働者	賃金未払い、退職一時金、その他賃金	医療・福祉	H21.3.3	不開始	-	23
					-			
					H21.3.25			
5	平成21年(個)第4号	労働者	賃金未払い	医療・福祉	H21.4.3	打切	1	40
					H21.4.10			
					H21.5.12			
6	平成21年(個)第5号	労働者	雇止めの撤回、賃金減額	サービス業	H21.4.3	打切	2	39
					H21.4.9			
					H21.5.11			
7	平成21年(個)第6号	労働者	嫌がらせ、その他	運輸業	H21.4.14	取下	1	77
					H21.4.17			
					H21.6.29			
8	平成21年(個)第7号	労働者	その他の経営人事、嫌がらせ	複合サービス事業	H21.4.27	解決	1	37
					H21.5.7			
					H21.6.2			
9	平成21年(個)第8号	労働者	解雇、退職一時金	医療・福祉	H21.6.9	取下	1	14
					H21.6.18			
					H21.6.22			
10	平成21年(個)第9号	労働者	嫌がらせ、その他の経営人事	医療・福祉	H21.7.23	解決	3	133
					H21.9.25			
					H21.12.2			
11	平成21年(個)第10号	労働者	解雇	技術サービス業	H21.8.4	打切	1	23
					H21.8.19			
					H21.8.26			
12	平成21年(個)第11号	労働者	解雇	技術サービス業	H21.8.7	不開始	-	22
					-			
					H21.8.28			
13	平成21年(個)第12号	労働者	解雇	技術サービス業	H21.8.10	不開始	-	19
					-			
					H21.8.28			

No	事件 番号	申請者	調 整 事 項	業 種	申請年月日	終 結 区 分	調 整 回 数	所 要 日 数
					あつせん員指名 年月日			
					終結年月日			
14	平成21年 (個)第13号	労働者	解雇	医療・福祉	H21.9.30	解決	1	56
					H21.11.17			
					H21.11.24			
15	平成21年 (個)第14号	労働者	解雇、その他	教育・学習支援業	H21.11.24	打切	2	29
					H21.11.27			
					H21.12.22			
16	平成21年 (個)第15号	労働者	退職一時金	専門・技術サービス業	H21.11.30	解決	1	19
					H21.12.4			
					H21.12.22			

注) 不開始となった事件の所要日数については、申請日から手続終了までの日数である。

第2節 個別労働関係紛争あっせん事件の概要

1 沖労委平成20年(個)第4号事件

当事者	申請者(労働者)			被申請者(使用者)		
		労働者S			株式会社H 業種:建設業 従業員数:91人	
申請年月日	平成20年12月22日	あっせん員指名年月日	平成21年1月9日	終結年月日	平成21年4月9日	
所要日数	109日	調整回数	1回	終結区分	打切り	
あっせん員	公益委員 矢野 昌浩		労働者委員 仲宗根 清和		使用者委員 又吉 民人	
調整事項	1 未払い退職金の支払い 2 就業規則の退職金規定の説明 3 離職理由の変更(自主退職から整理解雇へ)					
申請概要	<p>Sは、平成6年11月1日に会社に入社したが、平成20年4月25日付けで、同年6月30日をもって退職する旨の退職願を提出した。</p> <p>会社には退職金を支給する旨の規程があったので、Sが退職金を請求したところ、会社は、Sが会社無断で追加発注した請負工事の代金未払いを理由に退職金の支払いを留保した。また、会社の手続ミスからハローワークあて離職票の理由を会社都合として提出したが、後に会社が自主退職に訂正した。このため、Sは失業保険の受け取りが遅れることとなった。</p> <p>そこでSは、9月19日に、沖縄労働局へあっせんを申請したが、会社がこれに応じなかったため、不開始となった。</p> <p>12月22日、労働委員会へあっせんを申請した。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】</p> <p>①退職金を支払ってほしい。退職金の支払いと追加工事代金の支払いは別の問題であり、リンクさせるべきではない。</p> <p>②就業規則の退職金関連規定全部を書面で説明してほしい。</p> <p>③自主退職から会社都合解雇へ変更してほしい。離職理由を会社都合退職から自主退職に変更したのは会社による嫌がらせではないか。</p> <p>【被申請者】</p> <p>①追加工事代金の支払いがなされれば退職金を支払う。それまでは退職金の支払いを留保する。</p> <p>②就業規則の退職金関連規定全部を書面で交付することに問題はない。</p> <p>③Sは退職届を提出したのだから離職理由は自主退職である。当初会社都合退職としたのは会社の事務手続きミスで、Sに嫌がらせを行おうとしたものではない。</p>					
調整経過	<p>平成21年1月27日、第1回あっせん開催。申請事項1について、あっせん員が退職金の支払いを追加工事代金の支払いにかからしめることは、労働基準法第24条第1項の趣旨に反する旨指摘したが、会社は退職金の支払いは感情的に受け入れられない旨回答した。申請事項2について、会社の同意を得て、就業規則の退職金関連規定全部の書面をSに交付した。申請事項3については、あっせん員がSに対し、客観的にはSが退職願を提出している以上、あっせんは難しいと説明した。</p> <p>第1回あっせん以降、申請事項1についてあっせんに応じるよう会社を説得してきたが、会社は追加工事代金の支払いがなければ退職金の支払いには応じられない旨の主張を崩さず、説得に応じなかった。</p> <p>そこで、4月9日のあっせん員協議において、追加工事代金支払いの進展が見込めず、今後の見通しも立たないため、これ以上あっせんを継続することは不相当と判断し、あっせんを打切った。なお、Sに対しては、4月17日に、労働審判の申立てなど、他の紛争解決手段について説明した。</p>					

2 沖労委平成21年(個)第1号事件

当事者	申請者 (労働者)			被申請者 (使用者)		
		労働者 S			株式会社 H 業 種：教育・学習支援業 従業員数：9人	
申請年月日	平成21年2月10日	あっせん員指名年月日	平成21年2月17日	終結年月日	平成21年4月23日	
所要日数	73日	調整回数	1回	終結区分	解決	
あっせん員	公益委員 宮城 和博		労働者委員 喜屋武 秀行	使用者委員 石川 清勇		
調整事項	未払金 (残業代) の請求					
申請概要	<p>Sは、平成19年10月に株式会社Hにアルバイトとして採用されて後、同年11月1日からは、年俸制の正社員として採用された。しかし、会社はアルバイト人員の削減等に伴い、Sに対して過重な残業を強いるようなシフトを設定するようになったため、Sは平成20年9月退職届を提出し、10月31日付けで退職した。同年9月、10月の未払賃金 (残業代) の支払が無いことから、Sは那覇労働基準監督署に相談し、会社に対して未払賃金の請求書を送付したものの、これに対する応答がなかったこと等から申請に至ったものである。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】 平成21年9月、10月の未払賃金 (残業代) の支払を求める。</p> <p>【被申請者】 Sの退社時刻を拘束したことはなく、また、Sは経営管理職の年俸職員として採用されており、時間外労働に対する賃金を支払う用意はない。</p>					
調整経過	<p>平成21年4月23日、第1回あっせん開催。</p> <p>Sは、上記調整事項を要求したのに対し、会社は、当該あっせんにおいて第三者に開示しないこと等を条件に、解決金の支払いをもって当該紛争の解決を図りたいと表明した。</p> <p>Sが、この条件を了承するということから、あっせん員がこの条件を盛り込んだあっせん案を提示したところ、両当事者ともこれを受諾したため、本あっせんは終結した。</p> <p>(あっせん案要旨)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会社は申請者に対し、本件に係る解決金として〇円を支払うものとする。 2 申請者及び会社は、相互に社会的信用を失墜させる行為を一切行わない。なお、当事者は、本件あっせんの具体的内容について、第三者に開示しないものとする。 3 申請者と会社は、当事者間の本件を含む労働関係については、本あっせん案に定めるもののほか、他に一切の債権債務がないことを確認し、今後一切争わない。 					

3 沖労委平成21年(個)第2号事件

当事者	申請者(労働者)			被申請者(使用者)		
	労働者 S			H大学 業種:教育・学習支援業 従業員数:約150名		
申請年月日	平成21年2月10日	あっせん員指名年月	平成21年2月17日	終結年月	平成21年3月5日	
所要日数	24日	調整回数	1回	終結区分	打切り	
あっせん員	公益委員	大城 光代	労働者委員	川平 朝之	使用者委員	宮城 恵也
	課長	新里 栄治				
調整事項	<p>①嫌がらせ、いじめをやめること。 ②教授昇任の差別をやめること。 ③ゼミの変更に対する嫌がらせをやめること。</p>					
申請概要	<p>Sは、40歳頃から大学に勤務し、勤務年数は約23年になる。 教員の昇任手続きは、学内の規程により、審査委員会の審査後、無記名投票を行い、出席者の3分の2以上の得票によって候補者を決定し、学長に推薦する。Sは、6年程前から教授昇任の申請を行い、業績評点が基準点を超えているにもかかわらず、毎回教授会の投票が3分の2に達せず、13回連続で否決され続けている。 直近の昇任手続では、前回と業績が全く同じとの理由から調整が必要と学部長から告げられたが、これまでそのようなことはなかった。 また、大学は、学生がSの開講するゼミに異動を希望した際に、いったん認めた後これを取り消す等した。 これらのことは、自分に対する嫌がらせではないかと思い、あっせん申請を行った。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】 教授昇任手続において、審査委員会出席者の3分の2以上の得票ができないため昇任できないこと、学生A外6名が希望した私のゼミへの変更を認めないことは、私に対する嫌がらせ、差別であるから、やめてほしい。</p> <p>【被申請者】 教授昇任の決定は、学則や規程に則って実施しており、昇任に必要な教授会での得票を得られないのはSの学内の言動に起因する要素が大きい。 また、年度中途のゼミ変更を認めなかったのは、Sが転入ゼミ生に対する学習支援指導を約束しなかったためである。 Sとの話し合いにはいつでも応じる姿勢である。</p>					
調整経過	<p>第1回あっせんにおいて、大学は、教授昇任の手続は学内の規程に則って行われており、差別ではないこと、年度中途のゼミ変更は原則として認められない上、Sが転入ゼミ生に対する学習支援指導を約束しなかったため認めなかったものであり、嫌がらせではないことを主張した。昇任手続やゼミ変更手続については、正当な手続に則って行っているが、Sが誤解していると思われるため、その誤解を解くためのSとの話し合いにはいつでも応じるとのことであった。 あっせん員が当事者の主張を整理したところ、大学の主張に正当性があるものと思われ、本件あっせん事項については、Sの誤解によるものが大きいと推察し、Sに対して大学と話し合うよう説得を行った。 しかしながら、Sは、これ以上大学との話し合いは行わない旨表明したため、あっせん員はこれ以上あっせんを行っても解決の見込みがないと判断し、やむを得ず本あっせんの打切りを決定した。</p>					

4 沖労委平成21年(個)第3号事件

当事者	申請者（労働者）			被申請者（使用者）	
		労働者 S			Hクリニック 業 種：医療、福祉 従業員数：16人
申請年月日	平成21年3月3日	あっせん員指名年月日	—	終結年月日	平成21年3月25日
所要日数	23日	調整回数	—	終結区分	不開始
あっせん員	公益委員 —	労働者委員	—	使用者委員	—
調整事項	1 平成20年冬季賞与の支払い 2 退職金の支払い 3 年次有給休暇14日分の賃金支払い				
申請概要	<p>Sは、平成16年12月、正社員としてクリニックに入社した。入社時、雇用通知書の交付はなく、給料月額、勤務時間、年2回の賞与支給、退職金制度について前事務長から口頭で説明を受けた。なお、入社時から平成20年8月までは賞与が支給されている。</p> <p>平成20年11月27日に、平成21年2月28日を退職日とする退職願を提出したところ、院長から平成20年11月29日に同年12月20日付けで退職してほしい旨告げられた。Sが年次有給休暇を退職前に取得したいと申し出たところ、有給休暇は消化済であると告げられた。</p> <p>12月6日、院長から12月13日までの勤務でいいと告げられ、Sは12月11日、同月31日を退職日とする退職願を提出した。退職日前日、院長に賞与及び退職金の支払いを要求したところ、賞与は院長の判断で支払っており今回は支払わない、退職金は従来支払っておらず前事務長が勝手に説明したことなので無効であると告げられた。</p> <p>Sはこれを不服として沖縄労働局へあっせんで申請したが、クリニックがこれに応じなかったため打切りとなった。</p> <p>平成21年3月3日、当委員会へあっせんで申請した。</p>				
当事者の主張	<p>【申請者】</p> <p>①平成20年冬季賞与を支払ってほしい。今回の支給日には在籍していること、前回の支給日以降勤務状態もよかったことから支払われるべき。平成20年12月22日に賞与があったが、Sだけ支払われていない。</p> <p>②正社員であるSにも退職金を支払うべきである。退職金が支払われている従業員がおり、就業規則には「正職員以外には退職金規程を適用しない。」との規定がある。</p> <p>③年次有給休暇残 日数14日分の賃金相当額の支払いを求める。退職日までに存した年休26日のうち12日しか取得できなかった。</p> <p>【被申請者】</p> <p>①賞与を支給するつもりはない。賞与は労働基準法等で支給が約束されたものではないし、クリニックにおいても必ず支給するものとして取り扱っていない。</p> <p>②退職金を支給するつもりはない。退職金を支払ったのは過去に3名だけで、いずれも恩恵的に支給したものである。また、クリニックの就業規則に退職金規程はない。</p> <p>③年次有給休暇14日分の賃金支払いは認めない。これまで年次有給休暇を買い取った事実はなく、労働基準法で保障された制度でもない。Sとの雇用関係が失効した後の買い取り要求は受け入れられない。</p>				
調整経過	<p>クリニックに対して、あっせん応諾の勧奨を複数回行ったが、クリニックはあっせんを行ったとしても主張は変わらないとしてあっせんに応じない意思を文書において明確にしたため、不開始の決定をした。</p>				

4 沖労委平成21年(個)第4号事件

当事者	申請者(労働者)			被申請者(使用者)		
	労働者S			社会福祉法人H 業種:医療・福祉 従業員数:約70人		
申請年月日	平成21年4月3日	あっせん員指名年月日	平成21年4月10日	終結年月日	平成21年5月12日	
所要日数	40日	調整回数	1回	終結区分	打切り	
あっせん員	公益委員 宮里 節子		労働者委員 喜屋武 秀行		使用者委員 又吉 民人	
調整事項	平成21年4月1日から契約が満了する8月24日までの間の賃金の支払い					
申請概要	<p>Sは、平成20年8月25日から1年を期間とする介護職の契約職員として勤務に従事していたが、契約期間の途中である平成21年2月に退職またはパートへの転換を強要されたため、3月23日頃、同月末日をもって退職する旨の退職届を提出せざるを得なかった。これについて、沖縄県労政・女性就業センターへ相談に行ったところ、沖縄県労働委員会を紹介されたため申請に至ったものである。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】 Sは、当時行っていた業務がパートでもできるといわれたこと及び私生活において父親の介護があるにもかかわらず、夜勤業務をするかどうか急ぎ迫られたことに動揺し、パートをするか辞めるかどちらかを強要されているように感じたため、仕方なく自主退職した。退職に追い込んだ施設側のこれらの行為に対し、何らかの金銭補償を要求する。</p> <p>【被申請者】 施設側は、Sに対し、夜間業務のシフトを作成する時期が近づいていたため夜勤業務をするかどうかの回答を急ぎもらいたいと言っただけで、パートになるか辞めるかを迫ったわけではなく、Sから退職する旨の話があった際は慰留したが結局Sは退職した。Sの要求する何らかの金銭補償については受け入れることができない。</p>					
調整経過	<p>平成21年5月12日、第1回あっせん開催。 あっせんにおいて、両当事者とも上記主張を変えることが無く、あっせん員が何度か個別に調整を行ったが、歩み寄りを図ることができないと判断し、あっせんの打切りを決定した。</p>					

6 沖労委平成21年(個)第5号事件

当事者	申請者(労働者)			被申請者(使用者)		
	労働者 S			H事業団 業種: サービス業 (その他の事業サービス業) 従業員数: 52人		
申請年月日	平成21年4月3日	あっせん員指名年月日	平成21年4月9日	終結年月日	平成21年5月11日	
所要日数	39日	調整回数	2回	終結区分	打切り	
あっせん員	公益委員 比嘉 正幸		労働者委員 川平 朝之		使用者委員 饒波 正博	
調整事項	<p>1 雇止め撤回</p> <p>2 労働条件の不利益変更の撤回</p>					
申請概要	<p>平成14年8月1日、Sは事業団の地方自治体の公共事業に係る施工管理業務の嘱託職員として雇用され、平成21年3月31日までの間、1年を雇用期間とする契約を6回更新されてきた。</p> <p>平成21年2月26日、Sは事業団から経営健全化計画等に伴う新たな方針として同年3月31日を期間満了とする雇止めの通知を受けた。</p> <p>Sは、雇止めの理由である事業団の方針転換と一方的に更新を繰り返す毎に給料減額されてきた措置について納得できないとして、雇止めの撤回等を求め、事業団と話し合いを行ってきたところ平行線のまま進展が見られないことから、あっせんで申請した。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】</p> <p>事業団が雇い止めの理由として、事業団の新たな方針であると説明している点に納得できないことから撤回を求める。</p> <p>更新を繰り返す毎に一方的に給料を減額されてきた措置について納得できないことから説明を求める。</p> <p>5月11日付け労働条件通知書の有期労働契約の更新の有無について「更新しない」との表記の削除を求めた。</p> <p>【被申請者】</p> <p>事業団の方針として、有期雇用期間の上限3年を超過した者について期間更新しないと決定したことから雇い止めとする。</p> <p>5月11日付の労働条件通知書の「更新しない」の表記については削除しない。</p>					
調整経過	<p>5月7日の第1回あっせんにおいて、事業団から再雇用として5月11日から翌年4月30日までの契約締結は可能であるとの提示があり、また給料の減額は、全職員を対象としており厳しい運営状況の中で執ったやむを得ない措置であった旨説明しSの理解が得られた。しかし、5月11日付の労働条件通知書の「更新しない」の表記の削除については事業団が次回あっせんで検討結果を説明することとなった。</p> <p>5月11日の第2回あっせんにおいて、事業団は「更新しない」の表記について削除に応じられることはできないとの主張に固執した。</p> <p>あっせん員が何度か個別に調整を行ったが、両当事者の主張の隔たりは大きく、歩み寄りが図れないと判断し、あっせん打切りを決定した。</p>					

7 沖労委平成21年(個)第6号事件

当事者	申請者(労働者)			被申請者(使用者)		
	労働者S			株式会社H 業種:運輸業 従業員数:654人		
申請年月日	平成21年4月14日	あっせん員指名年月日	平成21年4月17日	終結年月日	平成21年6月29日	
所要日数	77日	調整回数	1回	終結区分	取下	
あっせん員	公益委員 宮里 節子		労働者委員 與那覇 栄蔵		使用者委員 仲程 通次	
調整事項	<p>1 不利益な処遇を止めること</p> <p>2 パワーハラスメント</p>					
申請概要	<p>Sは、路線バス事業等を営む会社に運転手として勤務していたが、平成21年1月30日以降、残業の一部を割振られないという不利益な取扱いを受けており、このような不利益な取扱いを止めることと、残業を割り振らなかったことへの説明を求める。また併せてパワーハラスメントについて説明を求める。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】 平成19年12月の交通事故に伴う不当な処遇(50日間の出勤停止)や残業外しのパワハラを受けているが、それは、会社の経営状況等を厳しく問い正したことに対する差別的取扱いである。</p> <p>【被申請者】 事故の処遇については、Sからの病休申請があったことによる病欠であり、残業の割当てをしなかったのは、バスの安全運行を確保するとの判断によるものであり、恣意的なものではない。</p>					
調整経過	<p>5月21日に第1回のあっせんを実施した結果、あっせん員としては、両者の主張に大きな隔たりがあるが、紛争の根本的な原因はお互いの話し合い不足によると思われること、また、会社がSと話し合う姿勢をみせていることから、安定かつ円満な労使関係を確保するとの観点に立って、次回あっせん期日を設定せず、継続取扱いとして、あっせんを終了した。</p> <p>6月8日に両当事者の話し合いがなされたが、双方の主張は平行線のままであり、特に会社は、Sが態度を改めない限り、今後の話し合いは拒否せざるを得ない旨事務局に表明した。このような状況の下、妥協の余地を模索すべく申請者の意向を確認したところ、Sは、あっせんを継続しても解決が困難である、別途の方途を検討するとのことであっせん申請の取下げがあり、6月29日に本件は終結した。</p>					

8 沖労委平成21年(個)第7号事件

当事者	申請者(労働者)			被申請者(使用者)		
	労働者 S			H 共済組合 業種: 複合サービス事業 従業員数: 約30人		
申請年月日	平成21年4月27日	あっせん員指名年月日	平成21年5月7日	終結年月日	平成21年6月2日	
所要日数	37日	調整回数	1回	終結区分	解決	
あっせん員	公益委員 大城 光代	労働者委員	喜屋武 秀行	使用者委員	宮城 惠也	
調整事項	1 口頭通知による休職処分(1週間)の撤回 2 事務局長と保険課長によるパワハラ除去					
申請概要	<p>Sは、平成21年4月17日に上司から担当業務の不手際等を理由に2週間休むよう命ぜられ、課長会議でもそのことについては了承済みであると通告された結果、事実上4月20日から1週間出勤できない状況に追い込まれた。</p> <p>また、業務関連で問題を指摘・追及するようになってから上司からのパワハラも感じるようになった。</p> <p>Sは、4月20日からの「休み」について休職処分と考えており、その撤回とパワハラ除去を求めて当委員会にあっせんで申請した。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】 4月20日から1週間の「休み」については、実質的な休職処分に当たり、当該処分を受けることができない。 また、事務局長と保険課長からのパワハラ除去については、パワハラを感じるが、今回のあっせんでは特にこだわらない。</p> <p>【被申請者】 「休み」については、「処分」ではなくSの心身のために休暇を特別に付与したものであり、有給である職専免で処理する予定であるから何ら不利益なことはない。 パワハラについては、一切ない。</p>					
調整経過	<p>平成21年6月2日、第1回あっせんが開催された。</p> <p>あっせんにおいて、1週間の「休み」の付与に関する当事者の認識等に大きな差異はあったものの、今後の円満な職場環境の保全を図るとの観点から個別調整を行った結果、この「休み」を職専免とする取扱いで合意形成が見込まれたことから、この条件を中心としたあっせん案を提示したところ、両当事者ともこれを受諾したため、本あっせんは終結した。</p> <p>(あっせん案要旨)</p> <p>1 申請者と共済組合は、申請者の4月20日から24日に至る5日間の休暇については、有給である職専免としての取扱いをするものであることを確認する。</p> <p>2 共済組合と申請者は、本件あっせんに至った経緯にこだわることなく、今後、相互信頼の下、意思疎通を図り、良好な職場環境の確立に努めるものとする。</p>					

9 沖労委平成21年(個)第8号事件

当事者	申請者(労働者)			被申請者(使用者)		
		労働者 S			H社会福祉法人 業 種：医療・福祉 従業員数：26人	
申請年月日	平成21年6月9日	あっせん員指名年月日	平成21年6月18日	終結年月日	平成21年6月22日	
所要日数	14日	調整回数	1回	終結区分	取下	
あっせん員	公益委員 大城 光代		労働者委員 仲宗根 清和	使用者委員 石川 清勇		
調整事項	1 解雇理由の具体的理由説明 2 退職手当金の不平等支払いについて納得のいく具体的な説明及び支払い					
申請概要	平成20年2月に、突然園長から平成20年3月末での契約満了を告げられ、その理由を質しても「園の経営が厳しい」と不十分な説明しか受けていない。また、雇止めされた4名のうちS等以外の2名には退職金が支払われていると聞き、このような不平等な取扱いを行う具体的な理由の説明と退職金の支払いを求めた。					
当事者の主張	<p>【申請者】</p> ①解雇理由について不十分な説明しか受けておらず、納得できない。納得のいくような具体的理由の説明を求める。 ②同じ時期に雇止めされた職員のうち、退職金が支払われる者がいる一方、支払われない者がいるのは理解できない。このような不平等な対応をする具体的理由の説明と退職金の支払いを求める。					
調整経過	<p>【被申請者】</p> ①Sは高齢であり、体力の面から限界に達しているとの判断から雇止めをした ②退職金の支給のあった者は、本採用を見越して退職金の積み立てを行っていたのであり、Sに対しては正社員として雇う意思がなかったから積み立てを行わなかった。					
調整経過	6月22日に第1回あっせんを実施した。最初に施設側は、任期満了による雇止めであったこと及び就業規則により非常勤職員に対しては退職手当の支給がないことを説明し、退職手当をもらった非常勤職員については、施設側の雇用計画により正社員にする見込みであったため、採用時から退職共済に加入していたとの説明があった。そのため、Sの要求する退職手当の支払いについては受け入れることはできないと主張した。 これに対し、Sは、解雇の理由については納得したが、退職手当の不平等支払いについては、なお不満であると主張した。 Sに対する個別調整において、施設側の説明に係るあっせん員の一般的な見解を示したところ、施設側の対応に一定の理解を示し、取下書が提出されたことから、本件あっせんは終結した。					

10 沖労委平成21年(個)第9号事件

当事者	申請者(労働者)			被申請者(使用者)		
		労働者 S1、S2、S3、S4、S5			国公立系病院H 業種：医療、福祉 従業員数：1068人	
申請年月日	平成21年7月23日	あっせん員指名年月日	平成21年9月25日	終結年月日	平成21年12月2日	
所要日数	133日	調整回数	3回	終結区分	解決	
あっせん員	公益委員 大城 光代		労働者委員 與那覇 栄蔵	使用者委員 又吉 民人		
調整事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 部長の更迭を含むところのパワハラ解決(当初申請事項) 2 部長の組織命令系統違反行為の是正(以下、追加申請事項) 3 超過勤務の解消、適正な人員配置 4 夜勤に女性検査技師を組み入れること 5 時間外勤務手当の未払い分支給 					
申請概要	<p>S1(検査技師長)ほか4名は、病院に勤務する臨床検査技師である。S1らの上司であるA部長は、平成18年5月頃から、①職場において口を利かない、同僚に口を利かせないよう指示するなどAらを見下し、誹謗中傷する、②S1の職務上の権限を取り上げS1の配下職員に委ねる、③超過勤務を事実上命じながら一定時間以上の超勤を承認しない、④女性検査技師に合理的理由なく夜勤を割り振らずその分を男性検査技師にカバーさせる、などといったパワハラ行為を行うようになった。その結果、休暇も満足に取得できなくなるなどS1らの職場環境は悪化し、技師の中には精神疾患に罹患する者も出た。</p> <p>このことから、S1らは、A部長の行為は不当であるとして、同人の部長職更迭を含む職場環境の改善などを求め、平成21年7月23日にあっせんで申請した。</p> <p>なお、あっせん申請に先立ち、S1らは、申請外の技師Bに対するパワハラ行為について、那覇地方法務局人権擁護課に人権侵犯の被害申告を行うとともに、病院に対しても苦情申立てを行い、内部の調査委員会が開かれている。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① A部長のパワハラ行為によって精神的・肉体的苦痛及び疲労を感じている。同人に改善の意思がみられず、信頼関係も損なわれているので、同人の部長職解任を求める。 ② A部長を処分できない病院に対して不信感を持っている。 <p>【被申請者】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① A部長のパワハラ行為については調査中であり、存在したともしなかったとも回答できない。 ② 事実関係の確認を伴わずに回答できるものであり、かつ、A部長の処分に関するものでない申請事項については、あっせんに応じることは可能である。 					
調整経過	<p>平成21年10月1日開催の第1回あっせんで病院は、A部長の処分を行うには、身分に伴うものであるとし、厳格な手続を踏まなければならないところ、このような手続に耐えうるほど事実関係は判明していないとしてあっせんに応じることは困難であると主張した。</p> <p>しかし他方で、超過勤務の解消を始めとする労働条件改善については、パワハラ問題と切り離して対応したいと述べた。</p> <p>これを受けて、S1らは、同月15日に、あっせん事項の追加申請を行い、第2回あっせんが同月27日に開催された。第2回あっせんでは、病院は、いずれの問題も根本的にはパワハラ問題が関わっているため、あっせんには応じられないと述べた。しかし、S1らから男性検査技師の健康確保並びに医療過誤防止の観点から調整事項の④だけは解決したいという要望があったため、④に絞ってあっせんで継続することとした。</p> <p>同年12月2日に第3回あっせんで開催した。病院が、夜勤に伴う安全が確保されれば夜勤に女性検査技師も組み入れてよい、また、時間外勤務手当については実態に即して支払うと表明し、また、S1らもこれを受け入れる姿勢を示し、あっせん案を受諾したことから、本件はあっせん事項の一部についてはあるが解決した。</p> <p>(あっせん案要旨)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病院は、夜勤業務の安全を考慮した上で、女性検査技師も直ちに従事させるものとする。 2 病院は、超過勤務について、実態が確認される限りにおいて、全額支給するものとする。 3 病院は、本件あっせんに至った経緯にこだわることなく、申請者との意思疎通を図り、良好な労使関係の構築に努めるものとする。 					

11 沖労委平成21年(個)第10号事件

当事者	申請者（労働者）			被申請者（使用者）	
	労働者 S				株式会社 H 業 種：技術サービス業 従業員数：3人
申請年月日	平成21年8月4日	あっせん員指名年月日	平成21年8月19日	終結年月日	平成21年8月26日
所要日数	23日	調整回数	1回	終結区分	打切り
あっせん員	公益委員 矢野 昌浩	労働者委員 喜屋武 秀行	使用者委員 仲程 通次		
調整事項	解雇の撤回				
申請概要	<p>Sは、会社が平成21年2月に動物病院を開設したことに伴い獣医師として勤務していたが、同年7月に病院閉鎖を告げられ、また、同年8月に業務命令違反、秩序遵守義務違反を理由とする8月末日付け解雇を内容とする解雇通知書を交付された。</p> <p>Sは、解雇理由が事実と異なり一方的なものであったことにより、会社に話し合いを求めたが応じなかったため、解雇の撤回を求め、当委員会へあっせん申請を行った。</p>				
当事者の主張	<p>【申請者】</p> <p>当初は解雇の撤回を求めていたが、現在では、病院で働く意思はないため、①退職金（給料1ヶ月分）と②慰謝料（2ヶ月分）を求める。</p> <p>慰謝料については、名誉毀損と獣医師資格を悪用されたことに対するものである。</p> <p>【被申請者】</p> <p>病院の再開に向けて獣医師の確保が必要であるため、解雇の撤回を前向きに検討し再雇用の提案も行っていたが、病院閉鎖後のSの行動に著しく信頼関係を損なわれたことから、現在では、解雇を撤回する意思はなく、退職金や慰謝料についても支払う意思は全くない。</p>				
調整経過	<p>8月26日に第1回あっせんを行ったところ、Sからは解雇については納得はいかないものの、現在では復職する意思はないため、退職金の支払いと慰謝料を請求したいとの意向が示された。</p> <p>この主張に対し、会社は、これまでのSの行動には我慢できず到底信頼関係は築けないため、Sの要求には一切応じられないとのことであった。</p> <p>あっせん員が個別に調整を行ったが、両当事者の主張に大きな隔たりがあり、歩み寄りを図る見込みがないと判断しあっせんの打切りを決定した。</p>				

12 沖労委平成21年(個)第11号事件

当事者	申請者(労働者)			被申請者(使用者)		
		労働者S			株式会社H 業種: 技術サービス業 従業員数: 3人	
申請年月日	平成21年8月7日	あっせん員指名年月日	—	終結年月日	平成21年8月28日	
所要日数	22日	調整回数	—	終結区分	不開始	
あっせん員	公益委員	—	労働者委員	—	使用者委員	—
調整事項	未払賃金及び慰謝料の請求					
申請概要	<p>Sは、会社が平成21年1月に動物病院を開院したことに伴い正社員の看護師として勤務していたが、同年7月に病院閉鎖を告げられ、また、同年8月に業務命令違反、秩序遵守義務違反を理由とする8月末日付け解雇を内容とする解雇通知書を交付された。</p> <p>Sは、病院から閉鎖理由の合理的な文書説明もなく、また、解雇理由も事実と異なる一方的で不当なものであったことによる話し合い要求に会社が応じなかったため、解雇の撤回を求め、当委員会へあっせん申請を行った。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】 解雇の撤回を求める。</p> <p>【被申請者】 Sの勤務態度は不良であるため、解雇を撤回する意思はなく、あっせんには応じられない。</p>					
調整経過	<p>事務局調査において、あっせんに応じるよう説得を行ったが、会社側からあっせんに応じられないとする文書の提出があった。</p> <p>また、同会社を被申請者とする関連事件のあっせんの場においても、あっせん員から再度意思を確認したが、会社側は、解雇を撤回する意思はなく、あっせんにも応じられない旨を表明したため、本件あっせんについては、開始することが不相当であると判断し、8月28日、あっせんの不開始を決定した。</p>					

13 沖労委平成21年(個)第12号事件

当事者	申請者（労働者）			被申請者（使用者）	
		労働者 S			株式会社 H 業 種：技術サービス業 従業員数：3人
申請年月日	平成21年8月10日	あっせん員指名年月日	—	終結年月日	平成21年8月28日
所要日数	19日	調整回数	—	終結区分	不開始
あっせん員	公益委員 —	労働者委員	—	使用者委員	—
調整事項	未払賃金及び慰謝料の請求				
申請概要	<p>Sは、会社が平成21年1月に動物病院を開設したことに伴い1年間の雇用契約で獣医師として勤務していたが、同年7月に病院閉鎖を告げられ、また、同年8月に業務命令違反、秩序遵守義務違反を理由とする8月末日付け解雇を内容とする解雇通知書を交付された。</p> <p>Sは会社との話し合いで解雇を撤回させたが、新たな労働条件を付与されたことから退職することとなったため、これまでの未払い賃金の返還と慰謝料を求め、当委員会へあっせん申請を行った。</p>				
当事者の主張	<p>【申請者】 未払い賃金の請求と慰謝料の請求を求める。</p> <p>【被申請者】 賃金については遅延なく満額支払い済みであり、未払い賃金は存在しない。 また、本人の自主退職であるため、慰謝料を請求されても困る。</p>				
調整経過	<p>事務局調査において、あっせんに応じるよう説得を行ったが、会社側からあっせんに応じられないとする文書の提出があった。</p> <p>また、同会社を被申請者とする関連事件のあっせんの場においても、あっせん員から再度意思を確認したが、会社側は、解雇を撤回する意思はなく、あっせんにも応じられない旨を表明したため、本件あっせんについては、開始することが不相当であると判断し、8月28日、あっせんの不開始を決定した。</p>				

14 沖労委平成21年(個)第13号事件

当事者	申請者(労働者)			被申請者(使用者)		
	労働者 S	有限会社 H 業 種: 医療・福祉 従業員数: 約55人				
申請年月日	平成21年9月30日	あっせん員指名年月日	平成21年11月17日	終結年月日	平成21年11月24日	
所要日数	56日	調整回数	1回	終結区分	解決	
あっせん員	公益委員 宮里 節子	労働者委員	仲宗根 清和	使用者委員	饒波 正博	
調整事項	解雇の撤回及び復職					
申請概要	<p>Sは、約2年前に会社に採用され、会社が経営する高齢者共同住宅に勤務していたが、平成21年9月8日に、施設の改編に伴う新部署の業務がSには対応困難であること、入所者への暴言等を理由として、会社から同月30日付けで解雇すると通告された。Sは、新部署へ引き続き勤務したい旨申し出たが、会社はこれを拒否した。</p> <p>Sは、解雇理由に納得がいかないとして、解雇の撤回を求めて当委員会にあっせんで申請した。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】 平成21年9月30日付け解雇を撤回してほしい。 会社は新たな勤務先として、デイサービスセンターを提案しているが、新たな業務に対する不安がある等から、元の勤務先である高齢者共同住宅へ再配置してもらいたい。</p> <p>【被申請者】 Sを元の勤務先へ再配置することについては、既に後任者を採用していることから、応じられない。 ただし、解雇の撤回には応じられないが、デイサービスセンターでの再雇用とすることは可能である。また、新たな業務については、何らかの訓練ないし支援措置をSに講じる。</p>					
調整経過	<p>あっせん申請後、会社が、Sと直接話し合いたいとの強い意向を示したことから、事務局においても、当事者間の自主交渉の推移を見守ることとした。</p> <p>しかし、Sから、会社と主張が折り合わず自主解決は困難と思われるため、今後はあっせんの場で会社と交渉したいとの意向が示され、第1回あっせんで開催することとなった。</p> <p>あっせんにおいても、Sは元の職場への再配置に固執していたが、あっせん員から、会社の提案を伝えると共に、現在の雇用環境下において自ら新たな職を探すことの困難さを含め、さらに説得を続けたところ、Sはデイサービスセンターで頑張りたい旨表明した。</p> <p>これらを受け、あっせん案を提示したところ、双方ともこれを受諾し本あっせんは終結した。</p> <p>(あっせん案要旨)</p> <p>1 会社と申請者は、申請者が平成21年9月30日付けで円満に退職したことを確認する。 なお、会社は、解雇予告手当金〇円を速やかに支給するものとする。</p> <p>2 会社は、申請者を従前の労働条件をもって平成21年12月1日付けでデイサービスセンターに再雇用するものとする。</p>					

15 沖労委平成21年(個)第14号事件

当事者	申請者（労働者）			被申請者（使用者）	
	労働者 S			学校法人 H 学園 業 種：教育・学習支援業 従業員数：20人	
申請年月日	平成21年11月24日	あっせん員指名年月日	平成21年11月27日	終結年月日	平成21年12月22日
所要日数	29日	調整回数	2回	終結区分	打切り
あっせん員	公益委員 矢野 昌浩		労働者委員 大濱 直之	使用者委員 饒波 正博	
調整事項	不当解雇の撤回、職場環境の改善、労働条件の改善				
申請概要	<p>Sは、平成18年4月に学園講師の正社員として入社したが、平成21年10月5日に解雇通告を受け10月6日付けで解雇された。</p> <p>Sは、解雇が不当であり解雇の撤回を求めたいとのことで、当委員会へあっせん申請を行ったが、併せて、職場環境の改善と労働条件の改善をも求めている。</p>				
当事者の主張	<p>【申請者】 申請事項は、不当な解雇の撤回、職場環境及び労働条件の改善となっているが、本あっせんでは、不当な解雇の撤回を求める。</p> <p>【被申請者】 申請者は、これまでの再三の注意を無視し問題行動を繰り返してきたため、解雇を撤回する意思はない。</p>				
調整経過	<p>平成21年12月8日に第1回あっせんと、12月22日に第2回あっせんを行った。</p> <p>第1回あっせんでは、学園側は解雇の撤回には応じられないが、金銭的解決等の代替措置について検討したい旨の意向を示し、一方、Sからは、復職が困難であれば金銭的解決に応じる用意はあるとの意向が示された。</p> <p>第2回あっせんでは、あっせん員が個別に調整を行ったが、学園及びSが示す解決金に大きな隔たりがあり、歩み寄りが図れないと判断しあっせんの打切りを決定した。</p>				

16 沖労委平成21年(個)第15号事件

当事者	申請者(労働者)			被申請者(使用者)		
		労働者 S 1、S 2			H株式会社 業種：専門・技術サービス業(広告業) 従業員数：142人	
申請年月日	平成21年11月30日	あっせん員指名年月日	平成21年12月4日	終結年月日	平成21年12月22日	
所要日数	19日	調整回数	1回	終結区分	解決	
あっせん員	公益委員 大城 光代	労働者委員	仲宗根 清和	使用者委員	石川 清勇	
調整事項	退職金の割増し					
申請概要	<p>S 1は、会社に21年5ヶ月にわたり勤務してきたが、平成21年11月20日に突然呼び出しを受け、12月末日での解雇通告を受けた。また、S 2は会社に10年3ヶ月事務職として勤務していたところ、同じく11月20日に正社員からパートへ職種変更の打診を受けた。11月24日に従来どおり正社員として働きたい旨申し入れたが、常務会で他の部署との関連から職種変更ではなく、解雇を行うべきとの方針決定がされたとのことから、パートとしても雇うことができなくなったとし、改めて、12月末日での解雇通告を受けた。</p> <p>S 1とS 2は、復職の意思はないものの、会社から提示された額では、長年勤務してきた功績が十分反映されていないとの不満から、会社に対し退職金の割増しについての話し合いを求めたが、会社は話し合いを拒否するのみで誠実な対応を行わなかった。そのため、S 1とS 2は退職金の割増しを求めてあっせん申請を行った。</p>					
当事者の主張	<p>【申請者】</p> <p>① 今回、解雇の対象になったことに納得できない。我々が解雇の対象に選ばれた理由を具体的に説明してほしい。</p> <p>② 退職金額に長年の功績が反映されていないように思われる。退職金の算出方法が明記してある根拠規程を開示してほしい。</p> <p>【被申請者】</p> <p>① 今回の整理解雇は、業績悪化の影響を受けてやむを得ず断行したものである。</p> <p>② 退職金支給額の算出方法は、就業規則に基づいて適切に行っている。なお、今回の解雇に伴う退職金の額は、給料の1ヶ月分を恩恵的に割増ししている。</p>					
調整経過	<p>第1回あっせんで12月22日に実施。会社は整理解雇の対象となった理由と就業規則のうち退職金に係る規程を明示することに応じる意思を示し、当該あっせんについて第三者に開示しないことを条件に解決金として給料の2ヶ月分を支払うことで紛争を解決したいと表明した。また、S 1とS 2も会社の提案を受け入れる意向を示した。</p> <p>このことを受け、あっせん員が給料の2ヶ月分の支払いの条件を盛り込んだあっせん案を提示したところ、両当事者ともこれを受諾し、本あっせんは解決した。</p> <p>(あっせん案要旨)</p> <p>1 会社は申請者S 1、S 2の両者に対し、解決金として各々の給料の2ヶ月分の金額を一括して支払うものとする。</p> <p>2 申請者S 1、申請者S 2及び会社は相互に社会的信頼を失墜させる行為を一切行わない。</p> <p>なお、当事者は、本件あっせんの具体的内容について第三者に開示しないものとする。</p> <p>3 申請者S 1、申請者S 2及び会社は、当事者間の本件を含む労働関係について、本あっせんで定めるもののほか、他に一切の債権債務がないことを確認し、今後一切争わないこととする。</p>					

第6章 労働組合の資格審査等

第6章 労働組合の資格審査等

第1節 労働組合の資格審査

平成21年中に取り扱った労働組合資格審査は、不当労働行為救済申立に伴う申請が5件、労働委員会労働者委員候補者推薦のための申請が2件であり、前年繰越が4件と新規申請3件の合計7件である。不当労働行為救済申立に伴う申請5件うち、1件は不当労働行為救済申立が取り下げられたことに伴い、当該審査の手続を打切りとした。

平成17年から平成21年までの間における労働組合資格審査の状況は、第1表のとおりである。

第1表 年別取扱状況

年		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
係属 件数	前年繰越	0	1	1	1	4
	新規申請	4	3	4	5	3
	計	4	4	5	6	7
事由 別	不当労働行為	2	2 (1)	3 (1)	6 (1)	5 (4)
	法人登記	0	0	0	0	0
	委員推薦	2	2	2	0	2
	計	4 (0)	4 (1)	5 (1)	6 (1)	7 (4)
終 結 状 況	適合	2	2	3 (1)	1 (1)	6 (4)
	不適合	0	0	0	0	0
	取下・打切	1	1 (1)	1	1	1
	計	3 (0)	3 (1)	4 (1)	2 (1)	7 (4)
次年繰越		1	1	1	4	0

注 () の数字は、前年からの繰越しで内数である。

第2表 労働組合資格審査一覧表（平成21年取扱分）

番号	申請組合名	申請事由	申請年月日	決定・終結年月日	結果
1	宮古毎日新聞労働組合	不当労働行為救済申立	H20.6.20	H21.8.13	適合
2	沖縄県マスコミ労働組合協議会	不当労働行為救済申立	H20.6.20	H21.8.13	適合
3	日本新聞組合連合	不当労働行為救済申立	H20.6.20	H21.8.13	適合
4	沖縄県自治体一般労働組合	不当労働行為救済申立	H20.7.23	H21.5.21	適合
5	沖縄県現業職員労働組合	不当労働行為救済申立	H21.3.13	H21.7.31	打切り
6	うまんちゅユニオン沖縄	労働者委員候補者推薦	H21.8.5	H21.8.13	適合
7	日本労働組合総連合会沖縄県連合会	労働者委員候補者推薦	H21.8.7	H21.8.13	適合

第2節 地公労法第5条第2項の認定・告示

1 概況

地方公務員法第5条第2項の規定により、地方公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労組法第2条第1号に規定する者の範囲を労働委員会が認定し、告示することとなっている。

平成21年中の取扱件数は1件である。

認定・告示一覧表（平成21年取扱分）

事件番号	申出者	申出年月日	組合名	認定手続開始年月日	告示年月日
	企業名			認定年月日	公報番号
平成21年(認)第1号	沖縄県病院事業局長	H21.5.30	沖縄県病院事業局職員労働組合 沖縄県公務員医師管理職員労働組合 沖縄県公務員医師労働組合	H21.6.25	H21.10.16
	沖縄県病院事業局			H21.9.14	公報第3795号

2 告示内容

本庁機関の組織改正による職制の新設等に伴い、非組合員とされる者を次のとおり認定し、告示した。

(1) 平成21年(認)第1号沖縄県病院事業局

勤務箇所		労働組合法第2条第1号に規定する者
沖縄県病院事業局	本庁	医療技監 病院事業統括監
	機関	課長 総務企画監 経営企画監 医療企画監 看護企画監 整備企画監 副参事 主幹（整備班の主幹を除く。） 人事、給与、服務、労使関係、組織定数又は人材確保担当の主査及び主任技師
	出先機関	北部病院 院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長
	中部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長
	南部医療センター・こども医療センター	院長 副院長 母子センター長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長

	宮古病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長
	八重山病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長
	精和病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長

第3節 争議行為予告通知

平成21年に、労調法第37条の規定に基づき争議行為予告通知のあった件数は、当委員会で受け付けたもの3件、中央労働委員会で受け付けたもので本県に関わりのあるもの34件、合計37件である。当委員会で受け付けた争議行為予告通知の概況は、下表のとおりである。

争議行為予告通知一覧表（当委員会受付分）

番号	通知者等	受付年月日	争議項目	備考
		予告年月日		
1	沖縄医療生活協同組合労働組合 業種：医療 組合員数：890人	H21.3.5	(1) 賃上げ要求 (2) 諸手当（新設・改善）に関する要求 (3) 看護の増員・労働条件改善要求 (4) 介護現場の正規雇用化及び全職場増員 (5) 休日・時短要求 (6) 母性保護要求 (7) 院内保育所及び定年制度要求 (8) 年次有給休暇に関する要求	
		H21.3.26以降 争議解決の日 まで		
2	琉球エアコミューター乗員組合 業種：運輸 組合員数：18人	H21.3.16	(1) 安全、運航、勤務に関する要求 (2) 休日に関する要求 (3) プロモーション、採用に関する要求 (4) 福利厚生に関する要求 (5) 賃金に関する要求 (6) その他の要求	中労委へ 報告
		H21.4.3以降 争議解決の日 まで		
3	沖縄医療生活協同組合労働組合 業種：医療 組合員数：890人	H21.10.29	(1) 2009年末一時金の要求 (2) その他の要求（欠員補充、諸手当等）	
		H21.11.13以降 争議解決の日 まで		

第4節 労働争議の実情調査

労委規則第62条の2の規定に基づく労働争議の実情調査は、労調法第37条の規定に基づく争議行為予告通知を、当委員会で受け付けたもの及び中央労働委員会で受け付けたもので、県内に本社若しくは組合本部のあるもの又は県民に特に影響のあるものについて実施している。

平成21年における労働争議の実情調査件数は3件で、下表のとおりである。

労働争議の実情調査実施状況一覧表

番号	通知者等	争議項目	争議行為有無	調査開始	終結区分
				調査終了	
	沖縄医療生活協同組合労働組合 業種：医療 組合員数：890人	(1) 賃上げ要求 (2) 諸手当（新設・改善）に関する要求 (3) 看護の増員・労働条件改善要求 (4) 介護現場の正規雇用化及び全職場増員 (5) 休日・時短要求 (6) 母性保護要求 (7) 院内保育所及び定年制度要求 (8) 年次有給休暇に関する要求	無	H21. 3. 16	解決
				H21. 7. 6	
2	琉球エアークommューター乗員組合 業種：運輸 組合員数：18人	(1) 安全、運航、勤務に関する要求 (2) 休日に関する要求 (3) プロモーション、採用に関する要求 (4) 福利厚生に関する要求 (5) 賃金に関する要求 (6) その他の要求	無	H21. 3. 16	解決
				H21. 5. 21	
3	沖縄医療生活協同組合労働組合 業種：医療 組合員数：890人	(1) 2009年末一時金の要求 (2) その他の要求（欠員補充、諸手当等）	無	H21. 10. 29	解決
				H21. 12. 16	

第7章 各種連絡会議、研修及び広報等



第7章 各種連絡会議、研修及び広報等

第1節 連絡会議

労働委員会相互の連絡調整を図るため、全国及び各ブロックにおいて連絡協議会及び連絡会議を設置し、会議を開催することとしている。

1 全国会議

平成21年における当委員会に関係する全国会議は次のとおりである。

平成21年開催全国会議一覧表

月 日		会 議 名	主催等
1	6月 11日	全国労働委員会事務局長連絡会議	中労委
2	6月 12日	全国労働委員会会長連絡会議	中労委
3	7月 27日	労委労協全国幹事会、労委労協50周年記念シンポジウム	東京都
4	11月 11日～13日	第64回全国労働委員会連絡協議会総会	中労委
5	11月 17日	全国労働委員会事務局調整主管課長会議	中労委
6	11月 20日	全国労働委員会事務局審査主管課長会議	中労委

(1) 全国労働委員会事務局長連絡会議（6月11日、福岡県）

- ア 審査概況等について
- イ 調整事件等の概況について
- ウ 中労委優先管轄の検討状況について
- エ 地方分権改革の動向について
- オ 第64回全国労働委員会連絡協議会総会について
- カ 次回の全国労働委員会会長・事務局長連絡会議の開催地について

(2) 全国労働委員会会長連絡会議（6月12日、福岡県）

- ア 労働組合の現状と今後の動向について
- イ 中労委優先管轄の検討状況について

(3) 労委労協全国幹事会、労委労協50周年記念シンポジウム（7月27日、東京都）

- ア 議題審議
 - (7) 都道府県労働委員の報酬問題の件

(4) 社会保険労務士の公益委員選任の件

イ 講演

(ア) 「格差是正へのチャレンジ—未来へつなぐ労働運動—」

講師 高木 剛 連合会長

(イ) 「労働委員会再生—労働委員会の活性化にむけて—」

講師 菅野 和夫 中央労働委員会 会長

(3) 第64回全国労働委員会連絡協議会総会（11月11日～13日、東京都）

ア 申立人が和解を主目的とし、主張や立証に不熱心な事案の進め方について

—経験と見解の交流—

（中部ブロック公労使提案）

イ 派遣労働者等に対する労働委員会の取扱いについて

—経験と見解の交流—

（中国・四国ブロック公労使提案）

ウ 労働委員会の現状を踏まえた今後の労働委員会のあり方について

—経験と見解の交流—

（中央労働委員会公労使提案）

(4) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議（11月17日、東京都）

ア 労働委員会をめぐる最近の状況について

（中労委事務局次長）

イ 最近の調整事件及び個別紛争事件の概要等について

船員関係調整事件に係る取扱い等について

（中労委事務局調整第一課長）

ウ 最近の労働情勢について

—2009年春闘総括と運動方針の傾向—

（中労委事務局調整第二課長）

エ 特定独立行政法人等関係について

（中労委事務局調整第三課長）

オ 賃金事情等総合調査について

（中労委事務局総務課広報調査室長）

カ 都道府県労委からの事例報告

（各都道府県労委）

(ア) 労働争議調整事件における特徴的な事例・工夫を要した事例について

(イ) 個別労働紛争事件における特徴的な事例・工夫を要した事例について

(5) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議（11月20日、東京都）

ア 「命令書（案）の起案のための作業手順」等の執務資料について

（中労委）

イ 物件提出命令等について

（中労委）

ウ 審査部門に係るブロック会議の有効活用について

（中労委）

2 九州ブロック会議

平成21年における当委員会に関係する九州ブロック会議は次のとおりである。

平成21年開催九州ブロック会議一覧表

月 日		会 議 名	開催県
1	1月22日、23日	九州労働委員会事務局調査研究会議（審査部門）	宮崎県
2	2月2日	九州ブロック労委労協幹事会	大分県
2	2月12日	九州労働委員会事務局総務・調整課長会議	鹿児島県
3	2月24日、25日	九州地区労働委員会使用者委員代表者会議	宮崎県
4	4月23日	九州労働委員会事務局長会議	福岡県
5	4月23日	九州労働委員会会長会議	福岡県
6	5月14日、15日	九州労働委員会連絡協議会総会	大分県
7	6月4日	九州労働委員会審査課長・主任者会議	佐賀県
8	6月10日	九州ブロック労委労協研修会・総会	大分県
9	7月9日、10日	九州労働委員会事務局調査研究会議（調整部門）	鹿児島県
10	9月10日	九州労働委員会事務局長会議	長崎県
11	10月8日	九州労働委員会公益委員連絡会議	熊本県

(1) 九州労働委員会事務局調査研究会議（審査部門）（1月22日～23日、宮崎県）

ア 議題

- (ア) 答弁書が弁護士代理人名で提出された場合など、代理人許可に係る取扱いについて
(福岡県)
- (イ) 短期間のうちに繰り返される労働組合資格審査申請への対応について
(佐賀県)
- (ウ) 録音テープに関する証拠調べについて
(長崎県)
- (エ) 請負契約における業務発注者の使用者性について
(熊本県)
- (オ) ユニオンショップ協定に基づく解雇と不当労働行為について
(大分県)
- (カ) 申立人の組合規約が労組法5条2項の要件を満たさない場合の組合資格審査について
(鹿児島県)
- (キ) 審査手続中に被申立人が清算会社となった場合における不当労働行為の取扱いについて
(沖縄県)
- (ク) 指定管理者の指定替え（指定の変更）に伴う不当労働行為救済申立ての取扱いについて
(宮崎県)

イ 研修会（講演）

船員の集団的紛争調整（不当労働行為事件の審査）について
講師 九州運輸局海事振興部船員労政課 課長 田代 昭彦 氏

(2) 九州ブロック労委労協幹事会（2月2日、大分県）

ア 議題

- (ア) 船労委との統合問題について

- (イ) 労委労協運動方針について
- (ロ) 次年度九プロ労委労協総会・研修会について
- (エ) 九プロ労委労協年間行事計画について

(3) 九州労働委員会事務局総務・調整課長会議（2月12日、鹿児島県）

ア 議題

- (ア) 平成21年度九州ブロック労働委員会諸会議開催計画について (宮崎県)
- (イ) 平成21年度調査研究会議の研修内容等について (沖縄県・鹿児島県)
- (ロ) あっせん申請後、申請者である会社が消滅した場合の対応について (福岡県)
- (エ) 雇止めの撤回を申請事項とするあっせん事件の解決方法について (沖縄県)
- (イ) 個別労働関係紛争あっせんにおける非金銭的解決方法の導入について (熊本県)
- (ロ) 「全労委個別労働紛争処理制度周知月間」の取組について (宮崎県)
- (キ) あっせんの円滑な進め方について (大分県)

(4) 九州地区労働委員会使用者委員代表者会議（2月24日～25日、宮崎県）

ア 議題

- (ア) 全国労働委員会連絡協議会運営委員会の報告について
- (イ) 平成21年度の九州地区労働委員会使用者委員研修会について

(5) 九州労働委員会事務局長会議（4月23日、福岡県）

ア 議題

- (ア) 平成20年度九州労働委員会協議会歳入歳出決算（案）の承認について (宮崎県)
- (イ) 平成21年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算（案）の承認について (宮崎県)
- (ロ) 労働委員会制度の有効活用を図るための周知・広報のあり方について (福岡県)

(6) 九州労働委員会会長会議（4月23日、福岡県）

ア 議題

- (ア) あっせんにおける団交ルール等の確立について (福岡県)
- (イ) 組合が、役員の実家を訪問し面談強要を行わないとの制約をしないことを理由とする団交拒否 (福岡県)

(7) 九州ブロック労委労協研修会・総会（6月10日、大分県）

ア 研修会

演題 「大分県が目指すもの」

講師 広瀬 勝貞 氏 (大分県知事)

イ 総会

- (ア) 情報交換
 - a 中央の状況
 - b 各県の状況
- (イ) 報告事項
 - a 2008年度活動経過

b 2008年度会計決算報告

c 2008年度会計監査報告

(ウ) 審議事項

a 2009年度予算(案)

b 2009年度役員(案)

(8) 九州労働委員会連絡協議会総会(5月14日～15日、大分県)

ア 別会社による会社支配が疑われる不当労働行為事件における使用者性の捉え方について (大分県)

イ あっせん協定書の解釈をめぐる争いについて (大分県)

(9) 九州労働委員会事務局審査課長・主任者会議(6月4日、佐賀県)

ア 議題

(ア) 組合員が使用者に対して提起した訴訟を理由とする雇止めの不当労働行為性について (福岡県)

(イ) 勤務態度不良を理由とする退職勧奨等に係る不当労働行為の成否について (長崎県)

(ウ) 外国人労働者に係る不当労働行為事件について (大分県)

(エ) 審査事件における「事実認定」について (宮崎県)

(オ) 社会的に不相当と思われる手段によって収集された証拠の採否等について (沖縄県)

(10) 九州労働委員会事務局調査研究会議(調整部門)(7月9日～10日、鹿児島県)

ア 講演 司法改革後の法律家、紛争解決機関の役割
講師 鹿児島大学法科大学院 教授 米田 憲市氏

イ 議題

(ア) あっせんの終結について (長崎県)

(イ) 不当労働行為が疑われるあっせん事件の進め方について (大分県)

(ウ) 事実上の休職処分の撤回を求める申請内容の救済方法について (沖縄県)

(エ) 管理運営事項であることを理由とするあっせん応諾の拒否について (鹿児島県)

(オ) ホームページの運営管理等について(情報交換) (福岡県)

(カ) あっせんの出席者及びあっせん解決の際の合意文書等の押印の取扱について(佐賀県)

(キ) 被申請者の本社が遠隔地にある場合、あるいは、申請者が多数の場合の個別関係紛争のあっせんの取扱について(情報交換) (熊本県)

(ク) 「個別労働関係処理制度」に係る周知月間以降の相談とあっせんへの対応について (宮崎県)

(11) 九州労働委員会事務局長会議(9月10日、長崎県)

ア 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の結果について (幹事県:宮崎県)

イ 九州労働委員会協議会の事務局職員研修及び事務局長会議・課長会議の見直し方針等について (熊本県)

ウ 司法修習生の受入れについて (長崎県)

エ 「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間の取組みについて (長崎県)

オ 行政委員報酬の見直し等について (長崎県)

(12) 九州労働委員会公益委員連絡会議（10月9日、熊本県）

- ア 会社解散等における不当労働行為の成否と救済方法について（福岡県）
- イ 労組法7条1号の解雇事件において、解雇された労働者に一定の帰責事由が認められる場合の救済方法について（宮崎県）

第2節 研 修

1 委員関係

(1) 各種研修会

中央労働委員会による公益委員研修及び労使各側による全国及び九州ブロックの各種研修会が開催されており、平成21年において本県委員が参加した研修会は次のとおりである。

ア 労委労協中央研修会（9月3日～4日、東京都）

- (ア) 講演「不当労働行為救済制度の意義と内容」
講師 宮里 邦雄（弁護士）
- (イ) 講演「労働委員会に任務と課題」
講師 永井 紀昭（東京都労働委員会）
- (ウ) 講演「不当労働行為救済審査手続事件と参与の役割について」
講師 林 武司（北海道労働委員会委員）
- (エ) 講演「調整事件の動向と申請から終結まで」
講師 若松 真理（愛知県労働委員会委員）

イ 全国労働委員会使用者委員研修会（9月3日～4日、東京都）

- (ア) 講演「公益委員から使用者委員へ望むこと」
講師 山口 浩一郎（前中央労働委員会会長）
- (イ) 講演「使用者委員に期待すること」
講師 松井 一實（中央労働委員会事務局長）
- (ウ) 講演「日本の労働政策、労働法制の今後の展望」
講師 諏訪 康雄（法政大学大学院政策創造研究科教授）
- (エ) 講演「労働委員会制度の概要～労組法・労働委員会規則の解説～」
講師 中山 慈夫（弁護士）
- (オ) 講演「使用者委員に求められる役割」
講師 手塚 和昌（全国労働委員会使用者委員連絡会議代表幹事）

ウ 九州地区労働委員会使用者委員研修会（9月25日～26日、沖縄県）

- (ア) 講演「和解技術論と労働事件」
講師 草野 芳郎氏（学習院大学教授、元広島高裁判事）
- (イ) 研究討議
 - a 審査事件について、福岡県よりの事例発表と意見交換
 - b 調整事件について、福岡県よりの事例発表と意見交換

2 事務局職員関係

(1) 各種研修会

事務局職員の資質向上を図るため、中労委主催の次の研修へ参加した。

ア 第60回労働委員会事務局職員中央研修（6月8日～6月10日、東京都）

(ア) 一般研修

- a 講演 「労働委員会事務局職員に望む」
講師 中労委使用者委員 徳永 哲男 氏
- b 講演 「労働委員会事務局職員に望む」
講師 中労委労働者委員 浦 俊治 氏
- c 講演 「不当労働行為審査の基礎」
講師 中労委公益委員 岩村 正彦 氏

(イ) 審査部門研修

- a 命令書（案）の起案のための作業手順
- b 行政訴訟について
- c 演習 不利益取扱いを中心として
- d 演習 団交拒否を中心として
- e 演習 支配介入を中心として

イ 労働委員会事務局職員専門研修（9月9日～18日、埼玉県）

(ア) 講義

- a 講義 「不当労働行為審査の要点（講義）」
講師 東京都労委事務局副参事 並木 徹 氏
- b 講義 「命令書（案）の起案のための作業手順」
講師 中労委特別専門官 小松 秀大 氏
- c 講義 「行政訴訟等、一般に、使用者性に関する命令・裁判例について」
講師 中労委特別専門官 中嶋 万紀子氏
- d 講義 「事実認定上の留意点」
講師 中労委公益委員 山川 隆一 氏
- e 講義 「実務経験からみた和解の留意点」
講師 前中労委会長代理 渡辺 章 氏

(イ) 演習

- a 講義 「命令書原案作成」
講師 中労委特別専門官 中嶋 万紀子 氏
- b 「不当労働行為演習」
講師 中労委専門職 日向 氏

(2) 労働問題研究会

平成15年9月から、労働問題や一般労働行政等に関連するテーマについての研究会を開催しており、平成21年においては、8回開催した。

第3節 広報等

労働委員会について、広く県民への周知を図るため、ホームページの充実、雇用労政課発行の季刊誌への掲載等の広報を行った。

1 ホームページによる広報

労働委員会の機能、仕事内容について、図、表等を活用し、わかりやすく説明するとともに、定期的にトピックス及び資料編(原則として1日、15日)の更新を行った。

平成21年掲載トピックス一覧表

月	トピックス名
1	新年を迎えて
1	平成20年における審査の実施状況の公表について
2	県広報テレビ番組「うまんちゅひろば」であっせん制度を紹介します
3	平成20年取扱事件の概要について
4	あっせん事例紹介
5	沖縄県の労働相談窓口
6	あっせん員候補者の紹介
7	『沖縄県労働委員会年報(平成20年版)』を掲載しました
8	あっせん事例紹介
9	個別あっせん制度について
10	「美ら島沖縄」に個別あっせん制度が紹介されました
11	あっせん事例紹介
12	「争議行為の予告通知」「争議行為の発生届出」について

2 労働委員会だより

県雇用労政課発行の季刊誌「労働おきなわ」(3月、6月、9月、12月の各月末に発行)に「労働委員会だより」のコーナーを設け、労働委員会制度、事件の処理状況等を紹介した。

(春) 105号「平成20年取扱事件の概況について」

(夏) 106号「あっせん員候補者について」

(秋) 107号「個別労働関係紛争あっせん制度について」

(冬) 108号「第17期沖縄県労働委員会委員の任命について」

3 県広報テレビ番組

県広報番組「うまんちゅひろば」において、「労働委員会のあっせん制度」というテーマであっせん制度の概要や流れ、あっせん員の役割等について紹介した。

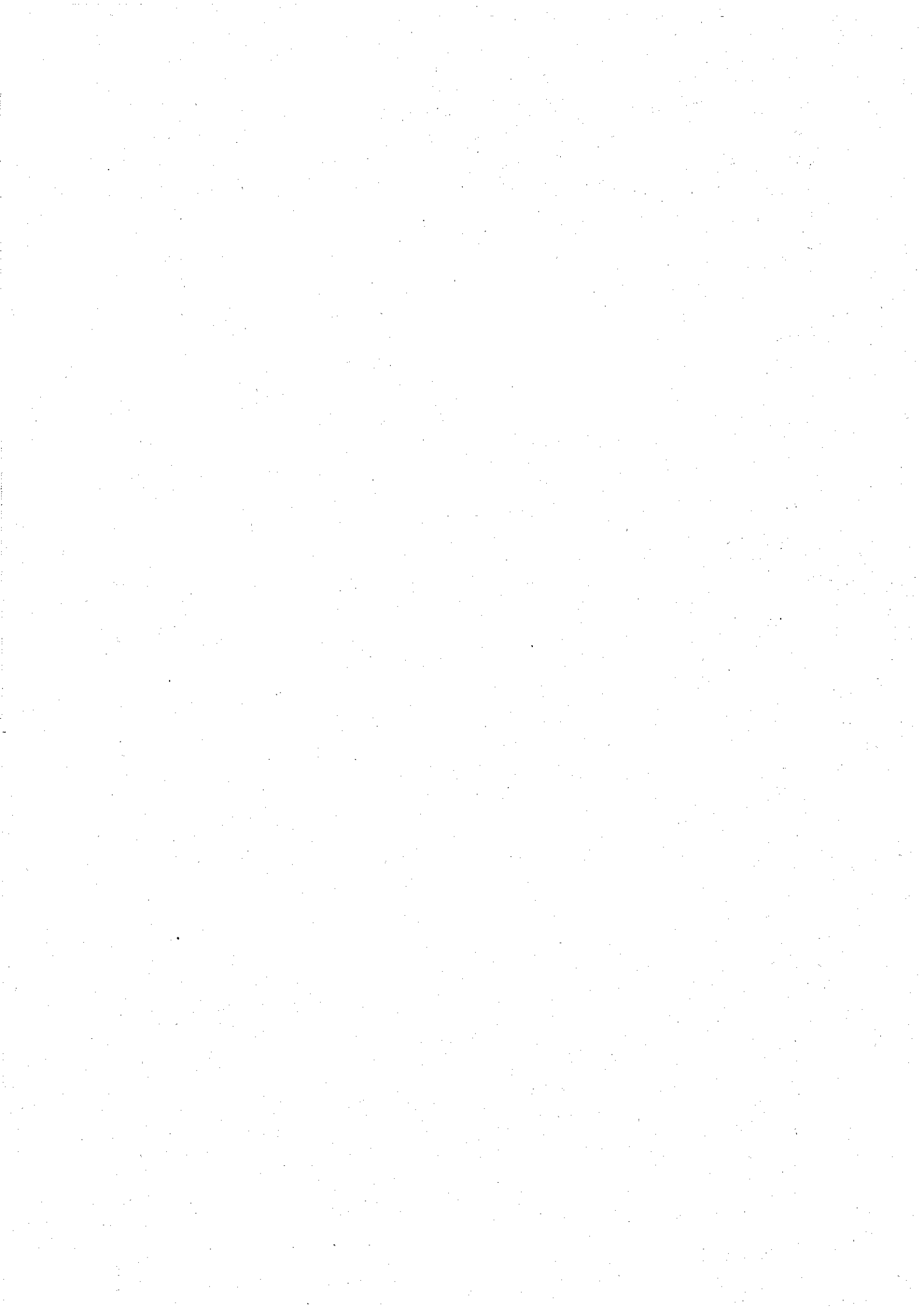
なお、同番組は、2月7日、8日に県内の民放テレビ局各社で放映された。

4 個別労働関係紛争処理制度周知月間に係る取組みについて

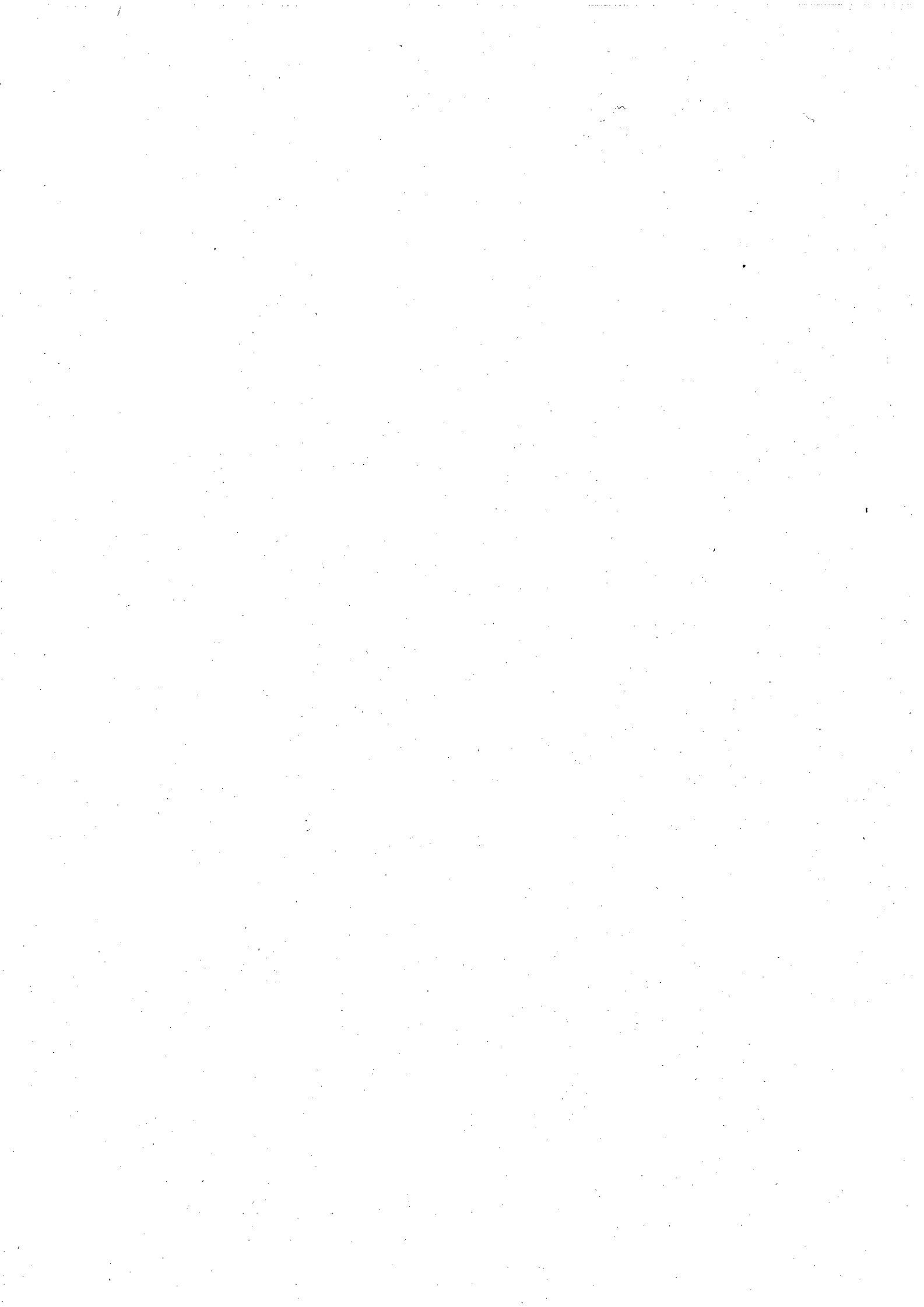
雇用形態の多様化、人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争が増加していることから、中央労働委員会と全国の関係する労働委

員会では、今年の10月を「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間と定め、共通のPRポスター・リーフレットを活用し、周知・広報活動等を一齐に実施した。

当委員会においても、関係機関へのPRポスター・リーフレットの配布、当委員会ホームページ及び県広報誌への記事の掲載、県電光広報塔への掲示等による広報活動を行った。



資 料



1 歴代会長

氏名	在職期間	在職年数	歴代数
仲里金雄	昭29. 4. 30~昭29. 10. 18	0・6	琉球政府中央労働委員会初代
野村健	〃 29. 10. 21~〃 31. 8. 17	1・10	〃 二代
石垣里申	〃 31. 8. 18~〃 32. 8. 17	1・0	〃 三代
松田賢基	〃 32. 8. 18~〃 33. 9. 17	1・1	〃 四代
下里恵良	〃 33. 9. 18~〃 35. 10. 2	2・1	〃 五代
下地寛忠	〃 35. 10. 3~〃 36. 11. 27	1・2	〃 六代
赤嶺義信	〃 36. 11. 28~〃 40. 10. 21	3・11	〃 七代
下地寛忠	〃 40. 10. 21~〃 41. 5. 22	0・7	〃 八代
砂川恵勝	〃 41. 5. 23~〃 44. 6. 10	3・1	〃 九代
下地寛忠	〃 44. 6. 16~〃 47. 5. 14	2・11	〃 十代
下地寛忠	〃 47. 5. 15~〃 48. 3. 19	0・10	沖縄県地方労働委員会 初代
幸地成憲	〃 48. 3. 20~〃 48. 4. 11	0・1	〃 二代
楚南兼正	〃 48. 4. 11~〃 63. 7. 14	15・3	〃 三代
大浜賢永	〃 63. 7. 14~平4. 11. 19	4・4	〃 四代
屋宜正一	平4. 11. 20~〃 13. 3. 12	8・4	〃 五代
垣花豊順	〃 13. 4. 26~〃 17. 11. 6	4・7	〃 六代
比嘉正幸	〃 17. 11. 7~		沖縄県労働委員会 七代

2 歴代委員

◎は会長 ○は会長代理

期	任命年月日	公益委員	労働者委員	使用者委員
1	1954. 4. 30 (昭和29)	◎仲里金雄 ○下地寛忠 野村健	瀬名波 栄 比嘉良夫 平安栄慶 〔上記三委員米 民政府から任 命取消交替〕 森田孟睦 保坂好太郎 呉屋太郎	渡口政行 上原敬和 大見謝恒宏
	〃 10. 8			
	〃 10. 19	(仲里委員辞任交替) 森根剛		
	〃 10. 21	◎野村健		
2	1955. 8. 18 (昭和30)	◎野村健 ○下地寛忠 松田賢基	森田孟睦 保坂好太郎 呉屋太郎	渡口政行 上原敬和 大嶺信雄

期	任命年月日	公益委員	労働者委員	使用者委員
3	1956. 8. 18 (昭和31)	◎石垣里申 ○下地寛忠 松田賢基	森田孟睦 阿波連之智 与那覇武祥	吉田弘志 平政男 島袋精介
4	1957. 8. 18 (昭和32)	◎松田賢基 ○下地寛忠 石垣里申	森田孟睦 阿波連之智 与那覇武祥	渡口政行 島袋精介 本村国男
5	1958. 9. 18 (昭和33)	◎下里恵良 ○新垣正安 久場政彦	森田孟睦 米須隆祥 与那覇武祥	渡口政行 島袋精介 本村国男
6	1959. 9. 18 (昭和34)	◎下里恵良 ○久場政彦 新垣正安	森田孟睦 米須隆祥 与那覇武祥	国場幸昌 島袋精介 儀間文彰
7	1960. 10. 3 (昭和35)	◎下地寛忠 ○高嶺世太 泉正重	浜端春栄 山田弘弘 城間政弘	国場幸昌 儀間文政 東江政男
8	1961. 11. 28 (昭和36) 1962. 2. 1 (昭和37)	◎赤嶺義信 ○砂川恵勝 下地寛忠	浜端春栄 山田正夫 大山正夫	前森正一 国場幸昌 新垣義徳 (新垣委員辞任交替) 知念清吉
9	1962. 12. 18 (昭和37)	◎赤嶺義信 ○砂川恵勝 下地寛忠	浜端春栄 岸本忠三 玉本清三	前森正一 高嶺嘉良 比嘉仁康
10	1964. 1. 17 (昭和39)	◎赤嶺義信 ○砂川恵勝 下地寛忠	浜端春栄 砂川恵裕 岸本忠三	比嘉良仁 高新常次 里光男
11	1965. 2. 22 (昭和40) " 10. 21 " 10. 21 " 10. 22	◎赤嶺義信 ○砂川恵勝 下地寛忠 (赤嶺委員辞任交替) 天願俊貞 ◎下地寛忠	砂川恵裕 岸本忠三 浜端春栄 (浜端委員辞任交替) 大城守成	比嘉良仁 親川光繁 亀谷喜信

期	任命年月日	公益委員	労働者委員	使用者委員
12	1966. 5. 23 (昭和41)	◎砂 川 恵 勝 ○天 願 俊 貞 下 地 寛 忠	砂 川 恵 裕 糸 洲 一 雄 赤 嶺 宗 一	親 川 光 繁 亀 谷 喜 信 比 嘉 朝 四 郎
13	1967. 7. 20 (昭和42) 1968. 2. 12 (昭和43)	◎砂 川 恵 勝 ○下 地 寛 忠 天 願 俊 貞 (天願委員辞任交替) 楚 南 兼 正	砂 川 恵 裕 赤 嶺 宗 一 仲 吉 良 新	親 川 光 繁 亀 谷 喜 信 比 嘉 朝 四 郎
14	1968. 8. 30 (昭和43) 1969. 6. 11 (昭和44) " 6. 16	◎砂 川 恵 勝 (1969. 6. 11辞任) ○楚 南 兼 正 下 地 寛 忠 幸 地 成 憲 ◎下 地 寛 忠	砂 川 恵 裕 赤 嶺 宗 一 仲 吉 良 新	親 川 光 繁 亀 谷 喜 信 比 嘉 朝 四 郎
15	1970. 3. 11 (昭和45)	◎下 地 寛 忠 ○楚 南 兼 正 幸 地 成 憲	砂 川 恵 裕 岸 本 忠 三 郎 仲 宗 根 秀 光	親 川 光 繁 仲 本 昌 達 船 越 尚 武
16	1972. 4. 26 (昭和47)	◎下 地 寛 忠 ○楚 南 兼 正 幸 地 成 憲	岸 本 忠 三 郎 仲 宗 根 秀 光 当 山 方 宏	仲 本 昌 達 宮 城 豊 宮 国 英 勇

◎は会長 ○は会長代理

期	任命年月日	公益委員	労働者委員	使用者委員
1	昭和47. 5. 15復 帰前の委員が沖 縄の復帰に伴う 特別措置に関す る法律第6条第 3項に基づいて その職務を継承	◎下 地 寛 忠 ○楚 南 兼 正 幸 地 成 憲	岸 本 忠 三 郎 仲 宗 根 秀 光 当 山 方 宏 〔岸本委員県議 選立候補のため 辞任 昭47. 6. 13〕	仲 本 昌 達 宮 城 豊 宮 国 英 勇

期	任命年月日	公益委員	労働者委員	使用者委員
2	昭和48. 3. 20 昭和48. 4. 11 昭和48. 7. 16 昭和49. 6. 1	◎幸 地 成 憲 (昭48. 4. 14辞任) ○楚 南 兼 正 砂 川 惠 伸 下 地 寛 忠 嶺 井 勇 (会長辞任交替) ◎楚 南 兼 正 ○砂 川 惠 伸 沢 村 卓	仲宗根 秀 光 当 山 方 宏 (昭49. 5. 31辞任) 平 田 善 吉 神 山 操 峰 原 惠 三 仲 田 昌 繁	仲 本 昌 達 (昭50. 7. 26辞任) 宮 城 豊 宮 国 英 勇 (昭51. 2. 28辞任) 新 垣 義 徳 照喜納 良 三
3	昭和51. 3. 1 昭和51. 9. 10 昭和52. 1. 1	◎楚 南 兼 正 ○砂 川 惠 伸 下 地 寛 忠 嶺 井 勇 豊 川 永 昇	仲宗根 秀 光 (昭51. 10. 5辞任) 平 田 善 吉 神 山 操 峰 原 惠 三 (昭51. 9. 22辞任) 仲 田 昌 繁 (昭51. 5. 29辞任) 伊 佐 順 光 玉 城 幸 輝 新 垣 一 馬	宮 城 豊 新 垣 義 徳 照喜納 良 三 宮 城 和 市 吉 野 武 雄
4	昭和53. 4. 15	◎楚 南 兼 正 ○砂 川 惠 伸 豊 川 永 昇 仲 松 庸 幸 安谷屋 良 子	神 山 操 伊 佐 順 光 玉 城 幸 輝 新 垣 一 馬 宮 城 良 雄	宮 城 豊 新 垣 義 徳 照喜納 良 三 宮 城 和 市 吉 野 武 雄
5	昭和55. 11. 1	◎楚 南 兼 正 ○砂 川 惠 伸 豊 川 永 昇 安谷屋 良 子 西 平 守 儀	神 山 操 伊 佐 順 光 玉 城 幸 輝 新 垣 一 馬 宮 城 良 雄	宮 城 豊 新 垣 義 徳 照喜納 良 三 宮 城 和 市 吉 野 武 雄
6	昭和58. 12. 10	◎楚 南 兼 正 ○幸 地 成 憲 豊 川 永 昇 安谷屋 良 子 西 平 守 儀	神 山 操 伊 佐 順 光 玉 城 幸 輝 新 垣 一 馬 宮 城 良 雄	宮 城 豊 新 垣 義 徳 照喜納 良 三 吉 野 武 雄 庵 原 道 久

期	任命年月日	公益委員	労働者委員	使用者委員
7	昭和62. 6. 22 昭和63. 7. 14 昭和63. 9. 20	◎楚南兼正 ○幸地成憲 安谷屋良子 西平守儀 大浜賢永 (会長辞任交替) ◎大浜賢永	神山操 伊佐順光 玉城幸輝 新垣一馬 宮城良雄 (昭63. 6. 13辞任) 房前三男	宮城豊 新垣義徳 照喜納良三 吉野武雄 庵原道久
8	平成元. 12. 8	◎大浜賢永 ○幸地成憲 安谷屋良子 (平 3. 12. 31辞任) 西平守儀 屋宜正一	伊佐順光 新垣一馬 房前三男 嘉陽田朝博 喜納憲利	宮城豊 新垣義徳 照喜納良三 吉野武雄 庵原道久 (平 4. 4. 2逝去)
9	平成 4. 11. 20 平成 5. 11. 1 平成 6. 3. 1	◎屋宜正一 ○仲松庸順 川上善良 垣花豊順 伊波美智子	房前三男 嘉陽田朝博 (平 5. 10. 31辞任) 佐久川正次 野国昌春 嶺間信一 島田力	宮城豊 照喜納良三 (平 5. 11. 16逝去) 吉野武雄 金城弘征 時志喜平 島袋用康
10	平成 7. 3. 7 平成 8. 10. 1	◎屋宜正一 ○仲松庸順 川上善良 垣花豊順 伊波美智子	房前三男 佐久川正次 島田力 (平 8. 5. 31辞任) 嶺間信一 大田肇 大城治樹	宮城豊 吉野武雄 金城弘征 時志喜平 島袋用康
11	平成 9. 3. 13	◎屋宜正一 ○仲松庸順 川上善良 垣花豊順 新木順子	佐久川正次 狩俣吉正 津波正治 屋良宣正 嶺間信一	宮城豊 宮城正吉 金城弘征 時志喜平 (平10. 9. 26逝去) 島袋用康

期	任命年月日	公益委員	労働者委員	使用者委員
12	平成11. 9. 17 平成13. 2. 1 平成13. 2. 22 平成13. 4. 26	◎屋 宜 正 一 (平13. 3. 12逝去) ○仲 松 庸 順 (平12. 11. 30辞任) 垣 花 豊 順 新 木 順 子 春 島 美也富 比 嘉 正 幸 ○垣 花 豊 順 ◎垣 花 豊 順 ○比 嘉 正 幸	宮 良 信 男 狩 俣 吉 正 津 波 正 治 屋 良 宣 正 根 間 積	宮 城 豊 宮 城 正 吉 島 袋 用 康 仲 本 正 輝 川 崎 修
13	平成13. 11. 5 平成15. 3. 18	◎垣 花 豊 順 ○比 嘉 正 幸 新 木 順 子 春 島 美也富 大 城 光 代	新 里 善 和 屋 良 宣 正 根 間 積 大 城 治 樹 前 船 太 作 (平14. 11. 30辞任) 玉 城 勉	宮 城 正 吉 島 袋 用 康 仲 本 正 輝 仲 程 通 次 古 謝 好 政
14	平成15. 11. 5	◎垣 花 豊 順 ○比 嘉 正 幸 新 木 順 子 春 島 美也富 大 城 光 代	屋 良 宣 正 狩 俣 吉 正 根 間 積 大 城 治 樹 與那嶺 博	宮 城 正 吉 島 袋 用 康 仲 本 正 輝 仲 程 通 次 古 謝 好 政
15	平成17. 11. 7 平成19. 2. 1	◎比 嘉 正 幸 ○大 城 光 代 新 木 順 子 春 島 美也富 矢 野 昌 浩	玉 城 勉 照 屋 恒 夫 (平18. 10. 31辞任) 神 田 均 砂 川 博 康 大 濱 直 之 與那霸 栄 蔵	宮 城 正 吉 島 袋 用 康 仲 本 正 輝 仲 程 通 次 石 川 清 勇
16	平成19. 11. 29	◎比 嘉 正 幸 ○大 城 光 代 矢 野 昌 和 浩 宮 城 和 博 宮 里 節 子	仲宗根 清 和 大 濱 直 之 與那霸 栄 蔵 喜屋武 秀 行之 川 平 朝 之	又 吉 民 人 仲 程 通 次 石 川 波 正 勇 饒 宮 城 惠 博 宮 波 城 正 博 安 田 幾 夫
17	平成21. 12. 14	◎比 嘉 正 幸 ○大 城 光 代 宮 城 和 博 矢 野 昌 浩 宮 里 節 子	仲宗根 清 和 大 濱 直 之 與那霸 栄 蔵 喜屋武 秀 行之 川 平 朝 之	又 吉 民 人 仲 程 通 次 石 川 波 正 勇 饒 宮 城 惠 博 安 田 幾 夫

3 歴代事務局長

氏名	在職期間	在職年数	歴代数
来間泰邑	昭29.5.1~昭30.10.12	1・5	琉球政府中央労働委員会 初代
池間利秀	〃 30.10.13~〃 34.10.21	4・0	〃 二代
喜友名朝義	〃 34.10.22~〃 40.10.7	6・0	〃 三代
〃	〃 41.4.14~〃 43.1.24	1・9	〃 四代
宮城久三	〃 43.1.25~〃 47.5.14	4・4	〃 五代
大浜賢永	〃 47.5.15~〃 51.9.9	4・4	沖縄県地方労働委員会 初代
前田朝助	〃 51.9.10~〃 54.3.31	2・7	〃 二代
宮城調一	〃 54.4.1~平2.3.31	11・0	〃 三代
幸地司行	平2.4.1~〃 3.3.31	1・0	〃 四代
玉城健三	〃 3.4.1~〃 5.3.31	2・0	〃 五代
比嘉通祐	〃 5.4.1~〃 8.3.31	3・0	〃 六代
津嘉山健次	〃 8.4.1~〃 9.3.31	1・0	〃 七代
親泊英夫	〃 9.4.1~〃 10.3.31	1・0	〃 八代
座波一夫	〃 10.4.1~〃 11.3.31	1・0	〃 九代
名幸宏明	〃 11.4.1~〃 15.3.31	4・0	〃 十代
佐久間盛喜	〃 15.4.1~〃 17.3.31	2・0	〃 十一代
山田義人	〃 17.4.1~〃 20.3.31	3・0	沖縄県労働委員会 十二代
比嘉久晶	〃 20.4.1~		〃 十三代

4 叙勲・褒章・表彰等受章者

(1) 叙勲受章者

	章名及び受章年	受章者名	推薦年月日	受章年月日	在職年数	年齢	備考
1	勲五等瑞宝章 平成2年(秋)	新垣義徳	平2.3.13	平2.11.3	17・8	70	(使)
2	勲四等旭日小綬章 平成5年(秋)	照喜納良三	日弁連推薦	平5.11.16	20・8	64	(使) (死亡叙勲)
3	勲四等瑞宝章 平成9年(春)	宮城豊	平8.10.14	平9.4.29	25・0	72	(使)
4	勲四等瑞宝章 平成12年(春)	西平守儀	日弁連推薦	平12.4.29	12・1	70	(公)
5	勲四等瑞宝章 平成13年(春)	豊川永昇	日弁連推薦	平13.4.29	11・4	71	(公)

	章名及び受章年	受章者名	推薦年月日	受章年月日	在職年数	年齢	備考
6	勲三等瑞宝章 平成13年	屋 宜 正 一	那覇地裁 推薦	平13. 5. 21	11・4	71	(公) (死亡叙勲)
7	勲三等瑞宝章 平成14年 (春)	安谷屋 良 子	琉球大学 推薦	平14. 4. 29	13・9	78	(公)
8	勲五等瑞宝章 平成14年 (春)	宮 城 良 雄	平13. 9. 20	平14. 4. 29	10・2	73	(労)
9	勲二等瑞宝章 平成14年 (秋)	大 城 光 代	横浜家裁 推薦	平14. 11. 3	1・0	70	(公)
10	旭日小綬章 平成18年 (秋)	島 袋 用 康	国土交通省 推薦	平18. 11. 3	12・8	70	(使)
11	旭日双光章 平成20年 (秋)	玉 城 幸 輝	平 20. 2. 19	平20. 11. 3	12・0	71	(労)
12	旭日双光章 平成20年 (秋)	宮 城 正 吉	平 20. 2. 19	平20. 11. 3	10・8	70	(使)

(2) 藍綬褒章受章者

	受 章 年	受章者名	推薦年月日	受章年月日	在職年数	年齢	備考
1	昭和47年 (秋)	下 地 寛 忠	—	昭47. 11. 29	16・7	63	(公)
2	平成元年 (春)	楚 南 兼 正	昭63. 9. 8	平元. 4. 29	21・3	57	(公)
3	平成元年 (秋)	宮 城 豊	平元. 3. 6	平元. 11. 3	17・7	64	(使)
4	平成2年 (春)	照喜納 良 三	平元. 8. 10	平 2. 4. 29	17・1	61	(使)
5	平成3年 (春)	神 山 操	平 2. 9. 5	平 3. 4. 29	16・9	57	(労)
6	平成3年 (秋)	吉 野 武 雄	平 3. 3. 11	平 3. 11. 3	15・8	65	(使)
7	平成8年 (秋)	伊 佐 順 光	平 8. 3. 12	平 8. 11. 3	16・3	57	(労)
8	平成13年 (秋)	新 垣 一 馬	平13. 3. 27	平13. 11. 3	15・11	60	(労)

(3) 厚生労働大臣表彰受賞者

	受賞年	受賞者名	推薦年月日	受賞年月日	在職年数	年齢	備考
1	昭和62年度	宮城 豊	昭62. 5.21	昭62. 9. 1	15・4	61	(使)
2	昭和63年度	新垣 義徳	昭63. 9.20	昭63.11.23	15・8	68	(使)
3	平成元年度	神山 操	平元. 8.21	平元.11.23	16・9	56	(労)
4	平成2年度	吉野 武雄	平2. 9.12	平2.11.23	14・9	64	(使)
5	平成3年度	伊佐 順光	平3. 9.12	平3.11.23	15・2	52	(労)
6	平成6年度	新垣 一馬	平6. 9. 9	平6.11.15	15・10	53	(労)
7	平成7年度	安谷屋 良子	平7. 9.19	平7.11.28	13・9	71	(公)
8	平成8年度	西平 守儀	平8. 9. 4	平8.12. 2	12・1	67	(公)
9	平成12年度	屋宜 正一	平12. 9.13	平12.11.23	12・0	70	(公)
10	平成14年度	垣花 豊順	平14. 9. 6	平14.11.23	10・1	69	(公)
11	平成16年度	島袋 用康	平16. 9. 7	平16.11.23	10.8	68	(使)
12	平成17年度	砂川 恵伸	平17. 9. 5	平17.11.23	10・9	76	(公)
13	平成17年度	玉城 幸輝	平17. 9. 5	平17.11.23	12.11	68	(労)
14	平成19年度	新木 順子	平19. 9. 5	平19.11.23	10・9	61	(公)
15	平成19年度	宮城 正吉	平19. 9. 5	平19.11.23	10.9	69	(使)

※ 沖縄県(地方)労働委員会委員としての功績に対する大臣表彰受賞者である。

(4) 沖縄県功労者表彰受賞者

	受賞年	受賞者名	推薦年月日	受賞年月日	在職年数	年齢	備考
1	平成10年度	安谷屋 良子	教育部門	平10.11. 3	13・9	74	(公)
2	平成14年度	宮城 豊	産業経済部門 平14. 7.31	平14.11. 3	29・7	76	(使)
3	平成21年度	新垣 義徳	地方自治部門 平21. 6.30	平21.11. 3	19・8	89	(使)
4	平成21年度	大城 光代	一般篤行部門 平21. 6.30	平21.11. 3	—	77	(公)

5 年別申請・申立件数の推移

区分 年	不当労働行為の審査			労働争議の調整											
	前 年 繰	新 規 申 立	計	あつせん			調 停			仲 裁			計		
				前 年 繰	新 規 申 請	計	前 年 繰	新 規 申 請	計	前 年 繰	新 規 申 請	計	前 年 繰	新 規 申 請	計
昭和47年 (復帰前)	0	0	0	0	10 (5)	10 (5)	0	22 (22)	22 (22)	0	0 (0)	0 (0)	0	32 (27)	32 (27)
48	0	0	0	0	16	16	0	0	0	0	0	0	0	16	16
49	0	3	3	0	22	22	0	6	6	0	0	0	0	28	28
50	2	1	3	2	12	14	0	0	0	0	0	0	2	12	14
51	0	1	1	1	6	7	0	0	0	0	0	0	1	6	7
52	1	0	1	2	6	8	0	0	0	0	0	0	2	6	8
53	0	3	3	0	14	14	0	0	0	0	0	0	0	14	14
54	3	0	3	1	5	6	0	0	0	0	0	0	1	5	6
55	2	1	3	1	11	12	0	0	0	0	0	0	1	11	12
56	0	3	3	0	27	27	0	0	0	0	0	0	0	27	27
57	3	4	7	1	26	27	0	0	0	0	0	0	1	26	27
58	5	4	9	3	15	18	0	3	3	0	0	0	3	18	21
59	7	4	11	1	8	9	0	0	0	0	0	0	1	8	9
60	7	1	8	2	6	8	0	0	0	0	0	0	2	6	8
61	6	2	8	2	5	7	0	0	0	0	0	0	2	5	7
62	4	2	6	2	12	14	0	0	0	0	0	0	2	12	14
63	3	1	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3
平成元年	2	0	2	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	5	5
2	1	0	1	3	7	10	0	0	0	0	0	0	3	7	10
3	1	1	2	2	1	3	0	0	0	0	0	0	2	1	3
4	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	5	5
5	0	0	0	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4
6	0	2	2	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4
7	2	1	3	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	10	10
8	1	0	1	3	5	8	0	0	0	0	0	0	3	5	8
9	1	1	2	2	9	11	0	0	0	0	0	0	2	9	11
10	1	0	1	1	4	5	0	0	0	0	0	0	1	4	5
11	0	4	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3
12	2	0	2	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3
13	1	4	5	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	8	8
14	3	2	5	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	3
15	1	0	1	0	11	11	0	0	0	0	0	0	0	11	11
16	0	0	0	1	13	14	0	0	0	0	0	0	1	13	14
17	0	2	2	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	6	6
18	1	1	2	1	2	3	0	0	0	0	1	1	1	3	4
19	1	2	3	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	10	10
20	1	3	4	1	7	8	0	0	0	0	0	0	1	7	8
21	2	1	3	0	9	9	0	0	0	0	0	0	0	9	9
合 計	64	54	118	34	331	365	0	31	31	0	1	1	34	363	397

注) 昭和47年の()内は、復帰前の申請で内数である。

労働組合の資格審査			個別的労使紛争あつせん			計		
前年線	新規申請	計	前年線	新規申請	計	前年線	新規	計
0	21 (9)	21 (9)	個別的労使紛争あつせんは平成一四年四月から業務開始			0	53 (36)	53 (36)
1	8	9				1	24	25
0	8	8				0	39	39
0	13	13				4	26	30
0	7	7				1	14	15
0	3	3				3	9	12
0	9	9				0	26	26
0	1	1				4	6	10
0	8	8				3	20	23
0	6	6				0	36	36
0	10	10				4	40	44
3	7	10				11	29	40
2	4	6				10	16	26
0	7	7				9	14	23
0	3	3				8	10	18
1	9	10				7	23	30
5	2	7				8	6	14
5	3	8				7	8	15
1	1	2				5	8	13
1	3	4				4	5	9
0	0	0				0	5	5
0	2	2				1	5	6
0	4	4				1	9	10
2	1	3				4	12	16
1	3	4				5	8	13
3	2	5				6	12	18
1	2	3				3	6	9
0	6	6	0	13	13			
2	0	2	4	3	7			
1	7	8	2	19	21			
3	2	5	—	4	4	6	11	17
1	5	6	0	2	2	2	18	20
1	1	2	0	1	1	2	15	17
0	4	4	0	2	2	0	14	14
1	3	4	0	3	3	3	10	13
1	4	5	0	1	1	2	17	19
1	5	6	0	4	4	3	19	22
4	3	7	1	15	16	7	28	35
41	187	228	1	32	33	140	636	776

6 不当労働行為事件審査の処理状況

(1) 処理状況の推移

年	区分	係 属 件 数										
		前 年 繰 越	新 規 申 立	新 規 申 立 の 労 組 法 第 7 条 該 当 号								計
				1 号	2 号	3 号	4 号	1 ・ 2 号	1 ・ 3 号	2 ・ 3 号	1 ・ 2 ・ 3 号	
昭和47年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49		0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3
50		2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3
51		0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1
52		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
53		0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	3
54		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
55		2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3
56		0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	3
57		3	4	0	1	0	0	0	2	0	1	7
58		5	4	1	1	0	0	0	1	0	1	9
59		7	4	0	1	0	0	0	2	0	1	11
60		7	1	1	0	0	0	0	0	0	0	8
61		6	2	0	0	0	0	0	1	1	0	8
62		4	2	0	0	0	0	0	2	0	0	6
63		3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	4
平成元年		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
2		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
3		1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
4		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6		0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	2
7		2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3
8		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
9		1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
10		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
11		0	4	0	1	0	0	0	3	0	0	4
12		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
13		1	4	0	2	0	0	0	0	1	1	5
14		3	2	0	0	1	0	0	0	1	0	5
15		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
16		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17		0	2	0	1	0	0	0	0	1	0	2
18		1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
19		1	2	0	0	0	0	1	0	0	1	3
20		1	3	0	1	0	0	1	0	1	1	4
21		2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3
合計		64	54	8	9	1	0	3	21	6	7	118

注) 表中、申立の当該号別区分の各号は、労働組合法第7条第1号～4号のことである。

1号：不利益取扱 2号：団体交渉拒否 3号：支配介入 4号：報復的不当労働行為

終 結 状 況												次 年 繰 越
取 下		和 解		命 令 ・ 決 定						総 数		
				救 済 (一部救済含む)		棄 却		却 下				
件 数	平均 処理 日数	件 数	平均 処理 日数	件 数	平均 処理 日数	件 数	平均 処理 日数	件 数	平均 処理 日数	件 数	平均 処理 日数	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29	2
2	302	0	0	1	657	0	0	0	0	3	420	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
1	363	0	0	0	0	0	0	0	0	1	363	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
1	603	0	0	0	0	0	0	0	0	1	603	2
2	379	0	0	1	510	0	0	0	0	3	423	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
2	236	0	0	0	0	0	0	0	0	2	236	5
2	230	0	0	0	0	0	0	0	0	2	230	7
1	12	3	611	0	0	0	0	0	0	4	461	7
1	394	0	0	0	0	0	0	1	607	2	501	6
2	784	0	0	1	1302	1	1308	0	0	4	1045	4
2	1238	1	513	0	0	0	0	0	0	3	997	3
2	761	0	0	0	0	0	0	0	0	2	761	2
0	0	1	633	0	0	0	0	0	0	1	633	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
1	32	1	1360	0	0	0	0	0	0	2	696	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	2	504	0	0	0	0	0	0	2	504	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	1	727	0	0	0	0	0	0	1	727	1
0	0	1	435	0	0	0	0	0	0	1	435	0
2	115	0	0	0	0	0	0	0	0	2	115	2
0	0	1	545	0	0	0	0	0	0	1	545	1
0	0	1	722	0	0	1	75	0	0	2	399	3
2	66	2	317	0	0	0	0	0	0	4	192	1
0	0	1	312	0	0	0	0	0	0	1	312	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	72	0	0	0	0	0	0	0	0	1	72	1
0	0	1	82	0	0	0	0	0	0	1	82	1
1	121	0	0	0	0	1	462	0	0	2	292	1
1	146	0	0	1	445	0	0	0	0	2	296	2
1	141	0	0	2	452	0	0	0	0	3	348	0
28	362	16	551	6	561	3	615	1	607	54	459	64

(2) 請求する救済内容別件数（新規申立分）

請求救済内容	年S														
	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
1号 不利益取扱	解雇撤回	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	原職復帰	0	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1
	バックペイ	0	0	3	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	懲戒処分の取消し、撤回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0
	出勤停止処分の取消し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	配置転換の取消し	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0
	他組合と差別しての不利益取扱の禁止	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	組合員への不利益取扱の排除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2	0
	契約社員の契約更新拒絶撤回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非常勤職員に対する正職員採用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	臨時職員の正職員化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	パート職員の正職員への復帰	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公正な配車	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	出退勤の送迎の再開	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	6	2	2	0	6	0	0	4	4	4	3	2	
2号 団交拒否	誠実団交応諾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	0	1
	団交促進	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	2	0	1
3号 支配介入	支配介入の排除、撤回	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3	0	1
	組合脱退勧奨の禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合事務所の立入禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合事務所の貸与	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	組合事務所明渡し撤回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	出退勤の送迎再開	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	便宜供与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	3	0
その他	監禁・脅迫・強要の禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	使用・従属関係の認知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昇級延長措置の復元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	基本給・諸手当及び一時金の是正措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	期末手当の遅配禁止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人事に関する覚書の締結	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	損害賠償の支払い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	協定書、要求書の回答及び団交約束事項の履行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	協定書の法的有効性を認めること	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ポスト・ノーティス	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	1	2	1
	小計	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	1	3	1
総計	0	0	6	2	3	0	10	0	1	5	7	8	11	3	
申立件数	0	0	3	1	1	0	3	0	1	3	4	4	4	1	

注) 表中、申立の当該号別区分の各号は、労働組合法第7条第1号～4号のことである。

62	63	H 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	S47~H21	
																							計	%
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	2.8
1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	13	9.0
1	1	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	18	12.5
1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	5.6
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	4.2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	9	6.3
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.7
0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.7
4	4	0	0	1	0	0	4	3	0	1	0	4	0	3	0	0	0	0	3	2	3	0	66	45.8
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	4	0	0	0	2	1	2	3	1	21	14.6
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.4
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	4	0	0	0	2	1	2	3	1	23	16.0
2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	2	1	1	16	11.1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.7
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.4
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.7
3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	1	2	1	22	15.3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.1
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.7
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.7
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1.4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.7
1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	1	0	3	0	0	0	0	1	1	3	0	22	15.3
3	0	0	0	1	0	0	2	2	0	1	0	2	0	5	1	0	0	0	2	1	3	0	33	22.9
10	4	0	0	2	0	0	8	6	0	2	0	8	0	13	2	0	0	3	6	6	11	2	144	100.0
2	1	0	0	1	0	0	2	1	0	1	0	4	0	4	2	0	0	2	1	2	3	1	54	

(3) 産業別件数 (新規申立分)

産 業	年S														
	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
製造業	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
内 訳	食料品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飲料・たばこ・飼料製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	繊維工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	木材・木製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	印刷・同関連業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	窯業・土石製品製造業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	鉄鋼業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
運輸業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	4	2	1	0	0
内 訳	道路旅客運送業 (バス専業)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	道路旅客運送業 (ハイヤー・タクシー専業)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	1	0	0
	航空運輸業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	倉庫業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸に付帯するサービス業 (港湾運送業)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸に付帯するサービス業 (港湾運送業以外)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売・小売業	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飲食店・宿泊業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療・福祉	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内 訳	医療業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	社会保険・社会福祉・介護事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育・学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
内 訳	学校教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の教育, 学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0
内 訳	洗濯・理容・美容・浴場業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0
	娯楽業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自動車整備業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広告業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公務	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	1	0	1
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	3	1	1	0	3	0	1	3	4	4	4	1	2

62	63	H																				S47~H21						
		元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	計	(%)				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	
0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	1	1	1	1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	1	0	0	1	0	0	2	1	0	1	0	4	0	4	2	0	0	2	1	2	3	1	54	100.0				

7 労働争議調整の処理状況

(1) 処理状況の推移

年	係 属 件 数			終 結 状 況				
	前 年 繰 越	新 申 請	計	あ っ せ ん				
				解決	取下	打切	不開始	計
昭和47年 (復帰前)	0	32 (27)	32 (27)	1	5 (3)	4 (2)	0 (0)	10 (5)
48	0	16	16	3	2	11	0	16
49	0	28	28	13	1	6	0	20
50	2	12	14	3	7	3	0	13
51	1	6	7	3	1	1	0	5
52	2	6	8	4	0	4	0	8
53	0	14	14	10	0	3	0	13
54	1	5	6	4	1	0	0	5
55	1	11	12	6	2	4	0	12
56	0	27	27	16	5	5	0	26
57	1	26	27	8	7	9	0	24
58	3	18	21	3	2	12	0	17
59	1	8	9	2	1	4	0	7
60	2	6	8	4	0	2	0	6
61	2	5	7	2	1	2	0	5
62	2	12	14	12	1	1	0	14
63	0	3	3	3	0	0	0	3
平成元年	0	5	5	1	0	1	0	2
2	3	7	10	3	3	2	0	8
3	2	1	3	3	0	0	0	3
4	0	5	5	0	1	3	0	4
5	1	3	4	2	0	1	0	3
6	1	3	4	2	1	1	0	4
7	0	10	10	4	0	3	0	7
8	3	5	8	2	1	3	0	6
9	2	9	11	5	1	4	0	10
10	1	4	5	4	1	0	0	5
11	0	3	3	1	1	1	0	3
12	0	3	3	1	1	1	0	3
13	0	8	8	6	1	1	0	8
14	0	3	3	2	0	1	0	3
15	0	11	11	6	0	4	0	10
16	1	13	14	6	3	5	0	14
17	0	6	6	2	2	1	0	5
18	1	3	4	0	1	2	0	3
19	0	10	10	4	2	3	0	9
20	1	7	8	3	1	4	0	8
21	0	9	9	2	1	1	1	5
計	34	363	397	156	57	113	1	327

注) 昭和47年の()内は、復帰前の申請及び終結事件で内数である。

終 結 状 況												次 年 繰 越
調 停				仲 裁				終 結 件 数	平均調整 回数	平均所要 日数	解決率 (%)	
解決	取下	打切	計	解決	取下	打切	計					
0	11 (11)	11 (7)	22 (18)	0	0 (0)	0 (0)	- (0)	32 (23)	4.6	18	6.3	0
0	0	0	0	0	0	0	0	16	4.3	14	21.4	0
1	0	5	6	0	0	0	0	26	3.9	18	56.0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	13	4.6	46	50.0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	5	10.0	49	75.0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	8	7.5	50	50.0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	13	5.2	16	76.9	1
0	0	0	0	0	0	0	0	5	2.8	61	100.0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	12	2.2	41	60.0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	26	3.9	33	76.2	1
0	0	0	0	0	0	0	0	24	4.0	43	47.1	3
0	0	3	3	0	0	0	0	20	6.8	53	16.7	1
0	0	0	0	0	0	0	0	7	4.0	92	33.3	2
0	0	0	0	0	0	0	0	6	4.2	87	66.7	2
0	0	0	0	0	0	0	0	5	3.4	61	50.0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	14	2.1	25	92.3	0
0	0	0	0	0	0	0	0	3	4.0	41	100.0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.5	40	50.0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	8	4.1	107	60.0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	3	6.0	103	100.0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	4	4.3	108	0.0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	3	8.0	173	66.7	1
0	0	0	0	0	0	0	0	4	3.0	116	66.7	0
0	0	0	0	0	0	0	0	7	2.7	57	57.1	3
0	0	0	0	0	0	0	0	6	2.3	90	40.0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	10	3.1	99	55.6	1
0	0	0	0	0	0	0	0	5	3.8	125	100.0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.0	59	50.0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	3	3.3	39	50.0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	8	2.0	24	85.7	0
0	0	0	0	0	0	0	0	3	3.3	30	66.7	0
0	0	0	0	0	0	0	0	10	3.1	40	60.0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	14	2.7	45	54.5	0
0	0	0	0	0	0	0	0	5	1.4	34	66.7	1
0	0	0	0	0	1	0	1	4	2.3	47	0.0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	9	1.3	30	57.1	1
0	0	0	0	0	0	0	0	8	2.1	56	42.9	0
0	0	0	0	0	0	0	0	5	2.3	49	66.7	4
1	11	19	31	0	1	0	1	359	3.9	47	54.3	38

(2) 月別申請件数 (新規申請分)

年 \ 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
昭和47年 (復帰前)	1 (1)	9 (9)	4 (4)	9 (9)	4 (4)	1	2
48	0	0	0	8	4	2	1
49	0	0	1	17	1	3	2
50	0	0	0	1	3	7	0
51	0	1	0	0	1	1	0
52	0	0	2	1	1	0	0
53	0	0	1	5	0	2	1
54	0	1	0	0	2	0	0
55	0	1	0	2	1	2	3
56	1	1	1	12	4	2	0
57	1	3	0	5	3	3	0
58	0	0	0	9	4	0	4
59	0	2	0	0	0	0	1
60	0	0	1	0	0	0	0
61	0	0	1	2	0	0	0
62	0	1	1	0	8	0	1
63	0	0	1	0	0	0	0
平成元年	0	0	0	1	0	0	0
2	1	0	0	0	2	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0
4	1	0	0	0	2	1	0
5	0	0	0	1	0	0	1
6	0	0	0	1	0	0	0
7	1	2	2	0	0	1	0
8	1	0	0	0	1	0	0
9	1	0	0	3	1	0	0
10	0	0	0	1	0	0	1
11	0	0	0	0	1	1	0
12	1	0	0	0	0	1	1
13	0	0	1	1	0	0	0
14	0	1	0	1	1	0	0
15	3	0	1	0	1	2	1
16	1	2	0	0	1	0	2
17	1	1	1	0	0	1	1
18	0	1	1	0	0	0	0
19	2	1	1	0	1	0	2
20	0	1	2	0	0	1	0
21	0	1	1	0	1	1	1
合計	16	29	23	80	48	32	25

注) 昭和47年の () 内は、復帰前での申請で内数である。

8月	9月	10月	11月	12月	計
0	1	0	0	1	32 (27)
0	1	0	0	0	16
0	1	0	2	1	28
0	0	0	0	1	12
0	0	2	0	1	6
0	1	1	0	0	6
2	2	1	0	0	14
1	0	1	0	0	5
0	2	0	0	0	11
3	1	2	0	0	27
4	4	1	1	1	26
1	0	0	0	0	18
2	0	2	0	1	8
0	0	3	1	1	6
0	0	0	0	2	5
0	0	0	0	1	12
0	2	0	0	0	3
1	3	0	0	0	5
2	0	1	0	1	7
0	0	1	0	0	1
1	0	0	0	0	5
0	0	0	1	0	3
0	2	0	0	0	3
0	1	1	0	2	10
2	0	0	1	0	5
1	1	2	0	0	9
2	0	0	0	0	4
1	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	3
2	0	1	2	1	8
0	0	0	0	0	3
0	0	2	1	0	11
2	3	1	0	1	13
0	0	0	1	0	6
0	1	0	0	0	3
1	1	1	0	0	10
0	2	1	0	0	7
0	1	0	1	2	9
28	30	24	11	17	363

(3) 調整事項別件数 (新規申請分)

調整事項	年	S	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
	組合承認・組合活動			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
協約締結・全面改定			5 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
協約効力・解釈			0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	1	1	0	0	1
賃金等	賃金増額		17 (13)	11	18	4	0	0	1	0	3	13	13	10	0	0	0	8
	一時金		30 (21)	2	3	0	0	0	1	0	1	11	15	10	0	1	1	2
	諸手当		0	0	2	2	0	0	1	0	0	16	2	0	1	0	0	1
	その他賃金に関するもの		0	2	1	2	0	0	0	0	0	12	4	6	0	3	2	0
	退職一時金・年金		1 (1)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	小計		48 (35)	15	25	8	0	0	3	0	4	53	35	26	1	4	3	11
給与以外の労働条件	労働時間		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	0	0	0
	休日・休暇		0	0	1	0	0	0	0	0	1	6	6	0	0	0	0	0
	作業方法の変更		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	定年制		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の労働条件		0	1	10	0	0	0	0	0	1	11	1	1	0	1	2	8
	小計		0	1	11	0	0	0	0	0	2	18	7	6	0	1	2	8
経営又は人事	事業廃止・事業縮小		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業合併・営業譲渡		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人員整理		0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0
	配置転換		1 (1)	0	0	1	0	0	0	1	1	1	4	0	3	1	0	0
	解雇		1 (1)	2	1	3	3	4	5	2	3	5	4	0	5	1	1	0
	その他の経営人事		0	2	0	6	1	0	6	0	0	2	3	0	0	0	0	1
	小計		2 (2)	4	1	10	4	5	11	5	4	8	12	0	8	2	1	1
福利厚生		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	0	0	0	0
団交促進		2	4	6	1	3	2	3	1	5	5	3	4	2	0	1	2	
事前協議制		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	0	0	0	0	
その他		8	0	9	0	0	0	0	0	1	8	5	2	1	0	1	0	
総計		65 (41)	24	52	19	8	7	18	6	16	93	67	49	13	7	8	23	
申請件数		32 (27)	16	28	12	6	6	14	5	11	27	26	18	8	6	5	12	

注) 昭和47年の()内は、復帰前の申請で内数である。

63	H																					S47~H21	
	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	計	%
0	0	0	0	0	0	2	0	2	8	0	1	2	0	1	1	1	0	0	1	1	1	21	2.6
0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	1	1	0	4	0	0	0	0	1	16	2.0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	2	0	0	1	2	0	15	1.9
1	1	0	0	3	1	0	1	1	5	2	2	2	3	1	5	3	1	0	0	0	0	130	16.2
1	1	1	0	2	0	0	0	0	0	1	1	1	3	1	1	1	1	0	0	2	0	94	11.7
0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	2	0	0	1	0	0	34	4.2
1	0	2	0	2	1	1	2	1	3	0	1	0	3	1	0	2	0	0	0	0	2	54	6.7
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	7	0.9
3	2	6	0	7	2	1	4	2	9	3	4	4	10	4	6	8	2	0	2	2	2	315	39.3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	9	1.1
0	0	0	0	0	1	3	1	0	4	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	27	3.4
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.1
0	2	0	1	0	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	1.0
0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2	0	0	45	5.6
0	2	1	1	0	2	3	4	2	6	0	1	1	1	1	0	1	2	1	3	0	2	88	11.0
0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	6	0.7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	7	0.9
1	3	2	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	1	0	2	0	0	3	0	0	30	3.7
0	0	1	0	1	0	1	4	0	2	0	0	0	2	1	3	2	3	1	4	3	4	72	9.0
1	1	3	0	2	0	0	1	3	4	1	0	1	1	1	4	4	0	0	2	0	5	55	6.9
2	4	7	0	3	0	1	8	4	8	4	1	1	3	3	7	9	3	3	9	3	9	158	19.7
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	10	1.2
2	0	1	0	1	1	1	2	3	8	3	0	2	3	1	3	1	3	2	3	3	5	92	11.5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	9	1.1
1	5	3	1	2	1	1	0	0	2	0	0	0	2	0	0	3	2	0	1	1	0	60	7.5
8	13	19	2	13	7	9	19	13	41	13	9	10	21	12	17	29	12	6	21	12	21	802	100.0
3	5	7	1	5	3	3	10	5	9	4	3	3	8	3	11	13	6	3	10	7	9	363	

(4) 産業別件数 (新規申請分)

産 業		年S													
		47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
建 設 業		0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	
製 造 業		1	0	5	4	2	2	3	0	1	2	2	0	2	0
内 訳	食 料 品 製 造 業	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	
	飲料・たばこ・飼料製造業	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	
	織 維 工 業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	木材・木製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	印刷・同関連業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
	鉄 鋼 業	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
	石油製品・石炭製品製造業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	窯業・土石製品製造業	0	0	2	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	
	その他の製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
電気・ガス・熱供給・水道業		12 (12)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
情 報 通 信 業		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
運 輸 業		15 (14)	6	16	7	1	2	6	1	3	18	21	18	2	3
内 訳	道路旅客運送業 (バス専業)	5 (4)	0	5	0	0	0	0	0	0	0	6	8	0	0
	道路旅客運送業 (ハイヤー・タクシー業)	3 (3)	0	0	0	0	0	0	0	3	6	4	4	2	3
	航空運輸業	2 (2)	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	倉 庫 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸に附帯するサービス業 (港湾運送業)	5 (5)	5	10	5	1	2	6	1	0	12	11	6	0	0
	運輸に附帯するサービス業 (港湾運送業以外)	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
卸 売 ・ 小 売 業		1 (1)	3	1	1	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0
金 融 ・ 保 険 業		1	0	1	0	0	0	1	1	2	3	0	0	0	0
不 動 産 業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飲 食 店 ・ 宿 泊 業		0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医 療 ・ 福 祉		0	2	2	0	0	1	1	0	0	0	1	0	2	2
内 訳	医 療 業	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
	社会保険・社会福祉・介護事業	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1
教 育 ・ 学 習 支 援 業		2	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
内 訳	学 校 教 育	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の教育, 学習支援業	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
複 合 サ ー ビ ス 事 業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1
サ ー ビ ス 業		0	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0
内 訳	洗濯・理容・美容・浴場業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	娛 楽 業	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	自動車整備業	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広 告 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	物 品 賃 貸 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の事業サービス業	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
公 務		0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0
そ の 他		0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
合 計		32 (27)	16	28	12	6	6	14	5	11	27	26	18	8	6

注) 昭和47年の () 内は、復帰前の申請で内数である。

61	62	63	H																			S47~H21		
			元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	計
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	8	2.2
0	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	2	1	0	0	1	0	34	9.4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1.4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	1	0	9	2.5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.3
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.6
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0.8
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0.8
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.6
0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	2.2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.3
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	18	5.0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	7	1.9
4	8	1	1	2	0	1	1	2	3	1	2	1	1	0	2	1	2	2	1	0	0	0	156	43.0
0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0	2	1	2	1	0	0	0	0	34	9.4
2	8	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	40	11.0
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1.7
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.3
2	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	72	19.8
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0.8
0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	17	4.7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	2	2	0	0	0	0	17	4.7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0.3
0	1	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	11	3.0
1	1	0	0	1	0	2	2	0	1	0	5	0	0	1	2	1	2	3	1	0	0	2	37	10.2
1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	12	3.3
0	0	0	0	1	0	2	1	0	1	0	4	0	0	1	2	1	2	2	1	0	0	2	25	6.9
0	1	1	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	16	4.4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1.1
0	1	1	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	12	3.3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1.1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	2	1	1	1	2	19	5.2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.6
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.6
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.6
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	1	1	1	11	3.0
0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	1	3	2	16	4.4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.6
5	12	3	5	7	1	5	3	3	10	5	9	4	3	3	8	3	11	13	6	3	10	7	363	100.0

8 労働組合資格審査の処理状況

処理状況の推移

年	区分	係属件数			終結状況					
		前 繰	年 越	新 申 規 請	計	不当労働行為申立の手續				
						適合	不適合	取下	打切	計
昭和47年 (復帰前)		0		13 (1)	13 (1)	0	0	0	0	0
48		1		8	9	0	0	0	0	0
49		0		8	8	2	0	1	0	3
50		0		13	13	0	0	0	1	1
51		0		7	7	1	0	0	0	1
52		0		3	3	0	0	0	0	0
53		0		9	9	3	0	0	0	3
54		0		1	1	0	0	0	0	0
55		0		8	8	0	0	2	0	2
56		0		6	6	1	0	0	0	1
57		0		10	10	1	0	1	0	2
58		3		7	10	2	0	3	0	5
59		2		4	6	5	0	1	0	6
60		0		7	7	2	0	0	0	2
61		0		3	3	0	0	0	0	0
62		1		9	10	2	0	0	0	2
63		5		2	7	0	0	0	0	0
平成元年		5		3	8	0	0	4	0	4
2		1		1	2	0	0	0	0	0
3		1		3	4	1	0	1	0	2
4		0		0	0	0	0	0	0	0
5		0		2	2	0	0	0	0	0
6		0		4	4	0	0	0	0	0
7		2		1	3	0	0	2	0	2
8		1		3	4	0	0	0	0	0
9		3		2	5	0	0	1	0	1
10		1		2	3	0	0	1	0	1
11		0		6	6	0	0	2	0	2
12		2		0	2	0	0	0	1	1
13		1		7	8	1	0	1	0	2
14		3		2	5	0	0	3	1	4
15		1		5	6	0	0	1	0	1
16		1		1	2	0	0	0	0	0
17		0		4	4	0	0	1	0	1
18		1		3	4	0	0	0	1	1
19		1		4	5	1	0	0	1	2
20		1		5	6	1	0	0	1	2
21		4		3	7	4	0	0	1	5
合計		41		179	220	27	0	25	7	59

注) 昭和47年の()内は、復帰前の申請で内数である。

終 結 状 況											次 繰	年 越
法人登記の手續					労働者委員候補者の推薦の手續					終 件		
適 合	不 適 合	取 下	打 切	計	適 合	不 適 合	取 下	打 切	計			
6 (1)	0	0	0	6 (1)	6	0	0	0	6	12 (1)	1	
9	0	0	0	9	0	0	0	0	0	9	0	
4	0	0	0	4	1	0	0	0	1	8	0	
5	0	0	0	5	6	0	1	0	7	13	0	
1	0	0	0	1	5	0	0	0	5	7	0	
3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	
2	0	0	0	2	4	0	0	0	4	9	0	
1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	
1	0	0	0	1	5	0	0	0	5	8	0	
5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	6	0	
1	0	0	0	1	4	0	0	0	4	7	3	
3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	8	2	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	
1	0	0	0	1	4	0	0	0	4	7	0	
1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	2	1	
3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	5	5	
1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	2	5	
0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	7	1	
1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	
0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	4	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	2	0	
0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	2	2	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	
0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	3	
1	0	0	0	1	2	0	0	0	2	4	1	
2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3	0	
0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	4	2	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
1	0	0	0	1	2	0	0	0	2	5	3	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	
0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	5	1	
2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	
0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	3	1	
0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	3	1	
0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	4	1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	
0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	7	0	
54	0	1	0	55	64	0	1	0	65	179	41	

沖縄県労働委員会年報

平成21年版

発行 平成22年2月

編集 沖縄県労働委員会事務局

〒 900-8570

那覇市泉崎1丁目2番2号

電話 098(866)2551

FAX 098(866)2554

ホームページ [http://www3.pref.okinawa.jp/site/
view/cateview.jsp?cateid=195](http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=195)

eメール aa160008@pref.okinawa.lg.jp
